

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和4年 6月21日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時03分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・高木・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は、人事異動後初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者退室)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高木委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「国家賠償法に基づく求償権の行使について」

○(総務)浅井主幹

国家賠償法に基づく求償権の行使について報告いたします。

本件は、お手元の資料と同様の資料を基に、本年6月3日に報道発表をさせていただいたところでありますが、本市は令和3年10月8日、高島観光船訴訟の判決言渡しを受け、同年11月5日に原告に対し、遅延損害金を加えた6,553万1,865円の損害賠償金を支払いました。

この高島観光船訴訟は、原告である観光船事業者が、高島漁港区において観光船事業を行うに当たって、本市が原告に対し違法な許可等を行い、後にこの許可等を取り消したことに伴って提起されたものでありますが、当時の市長、つまり前市長や関係職員等に対する事情聴取などを行った結果、当該違法な許可等に関わって、前市長の行為には国家賠償法第1条第2項に規定する「故意又は重大な過失」があったと判断するに至りましたので、前市長に対し、原告にお支払いしました損害賠償金額と同額を市に納付するよう、本年6月1日付で要綱の規定に基づく求償権を行使したところであります。

求償権行使の理由につきましては、当時の関係職員の事情聴取等の結果から、前市長が高島漁港区における観光船事業について、いわゆる分区条例に適合しないという認識を十分持っていた上で、港湾室不許可の方針に対して即座に否定的な見解を示したことは事実と認定し、このことは違法という認識をもって自ら違法な許可等を導いたものであることにはほかならず、本市は前市長に対する求償権を有すると判断したところであります。

今後につきましては、訴訟も視野に入れながら債権回収を図る中で、違法な許可等に至った経緯を明らかにし、市民の皆様に対する説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

なお、裏面の2ページ目につきましては、高島観光船訴訟に関するこれまでの経過をダイジェスト的にまとめたものでありますので、御参照いただければと思います。

○委員長

「令和3年度業務量調査について」

○(財政)小林主幹

令和3年度業務量調査について御報告いたします。

お手元の資料に基づき御説明いたします。

「1 概要」ですが、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応するためには既存業務の改善や効率化を図り、職員負担の軽減及び行政コストの削減に向けた取組を進める必要があることから、自治体の業務改革に関し

て豊富な支援実績を持つコニカミノルタ株式会社と令和3年10月22日に連携協定を締結し、令和3年度に全庁業務量調査を実施したものです。

「2 調査について」ですが、期間については令和3年11月から翌年1月にかけて、対象部署については公営企業等の一部の部署を除く全庁77課において実施しました。

調査内容ですが、本市の行政事務全般について、それぞれの業務に費やす時間や作業手順、正規職員の対応が必要かどうか、専門性の有無など、作業の性質に着目し分類を行ったものです。

「3 主な調査結果」及び「4 提案」は、コニカミノルタ株式会社の手法によるものとなっております。

「3 主な調査結果」ですが、1点目として、年間作業時間は約204万時間でした。正規職員の対応が必要な業務をコア業務と呼びますが、これは全体の30.28%でした。コア業務ではないものはノンコア業務と呼びますが、全体の69.72%でした。

2点目として、ノンコア業務の中でも専門性が不要で定型的な作業は全体の36.78%でした。

3点目として、正規職員の業務のうちノンコア業務は59.73%でした。

「4 提案」ですが、正規職員がコア業務に専念できる状態を目指すことで、住民サービスの向上につなげていくべきであり、そのためにはノンコア業務を最小化し、正規職員をコア業務へとシフトさせる必要があるというものでした。

具体的には、ノンコア業務のうち、専門性が不要で定型的な作業は限りなく自動化やBPO、外部委託を進めるということ、またノンコア業務に従事している正規職員は、担い手の見直しやBPOなどでコア業務にシフトすることが挙げられました。これらの調査結果と提案は「5 令和4年度の取組」に記載しております。

1点目としまして、外部の専門的な視点からの調査、分析、改善策の提案を外部の事業者へ委託いたします。

2点目としまして、今後、業務負荷の軽減や効率化が期待できる業務を市と受託者で協議し、5業務程度選定いたします。

3点目としまして、ヒアリング等を通じた対象業務の可視化、業務プロセスの課題把握や原因分析を経て、業務改善策の提案を受ける予定としております。

業務改善策の提案については、費用対効果も示してもらおうこととしておりますので、これを踏まえた上で令和5年度予算に改善策を反映したいと考えてございます。

最後に、別紙の御説明をいたします。

別紙の1枚目は、ただいま申し上げましたコア業務、ノンコア業務といった分類の説明となっております。業務の性質に応じて考えられる施策が分かれる図となっております。

別紙の2枚目は、令和3年度業務量調査の結果です。先ほど申し上げた年間作業時間に占める各業務の割合は、この表の数字を使用してございます。

○委員長

「新総合体育館基本構想策定スケジュールについて」

○（教育）主幹

新総合体育館基本構想策定スケジュールについて報告します。

まず初めに、「1 全体スケジュールについて」ですが、こちらにつきましては、今年2月に策定しました小樽市総合体育館長寿化計画にも記載しておりますが、表にございますとおり、令和4年度は基本構想を策定することとしております。また、今後につきましては、従来方式で事業を進めますと新総合体育館の竣工は令和9年度となり、他の方式の例として、仮にPFI方式で事業を進めますと、竣工は2年程度遅れることが想定されます。なお、いずれの方式で今後事業を進めるかにつきましては、令和5年度の基本計画策定の段階で判断することとなります。

また表の下には、参考として各計画の位置づけについて、同じく既に策定済みの小樽市総合体育館長寿命化計画から一部を抜粋しております。このたび策定する基本構想では、さきに策定しました長寿命化計画の内容を引き継ぎながら、新総合体育館の基本理念、大まかな機能、規模などを決定し、来年度の基本計画でさらに詳細な内容を決定することとしております。

次に、「2 令和4年度基本構想策定スケジュール（予定）」についてですが、まず来月の7月には構想策定業務の委託業者を選定するとともに、構想について審議する小樽市新総合体育館整備検討委員会の設置について準備を進めてまいります。その後、8月から本格的な協議を始め、アンケートを実施するなどしながら、おおむね5回の検討委員会を開催し、今年度末の構想策定を目指します。なお、12月に素案がまとまった段階で、総務常任委員会での報告及び市民説明会の開催を予定しております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第3号について」

○選挙管理委員会事務局次長

議案第3号小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

本年4月6日公布の公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担額が改定されたことに伴い、これに準じて定めております小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における公費負担額の改定を行うものです。

改正内容につきましては、選挙運動用自動車を使用する場合の1日当たりの限度額を、一般運送契約以外の現行1万5,800円を1万6,100円に、また、燃料費7,560円を7,700円に改定いたします。このほか選挙運動用ポスター作成の1枚当たりの限度額の算定基礎額であります印刷費単価を525円6銭から541円31銭に、企画費を現行31万500円から31万6,250円に。また、選挙運動用ビラ作成の1枚当たりの単価を7円51銭から7円73銭に改定するものです。

この改正の施行期日は公布の日からとしております。

○委員長

「議案第4号について」

○（財政）市民税課長

議案第4号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

これは地方税法等の一部改正に伴うもので、主な改正点は3点ございます。

1点目は、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の延長についてになります。これまでは令和3年末までの入居が対象でしたが、4年延長しまして令和7年末までの入居を対象とし、控除期間は既存の住宅への入居は10年、新築等の認定住宅等は13年、新築等のその他の住宅については、令和5年末までの入居は13年、令和6年以降は10年とするものになります。

2点目についても個人市民税についてになりますが、上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、こちらは株の配当ですとか株を譲渡した際の所得に対する課税方式、こちらを所得税と一致させるというものになります。その課税方式は3種類ございまして、総合課税方式、申告分離課税方式、申告不要方式があります。これまでは市民税申告書または確定申告書に記載された課税方式を適用してまいりましたが、改正後は確定申告書に記載された課税方式が適用されることになります。

3点目は固定資産税における、わがまち特例の新設についてになりますが、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、特定都市河川浸水被害対策法の規定によりまして、貯留機能の保全区域に指定された土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を4分の3とするものになります。なお、現在小樽市内において該当する土地はございません。このほか引用条項の変更等所要の改正を行っております。

○委員長

「議案第9号について」

○（教育）施設管理課長

議案第9号工事請負契約について御説明いたします。

これは忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事に係る工事請負契約であります。近藤・小杉共同企業体と契約金額3億3,440万円で締結するものでございます。

なお、工期につきましては、令和5年3月24日までとなっております。

○委員長

「議案第11号について」

○（総務）企画政策室谷守主幹

議案第11号小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について御説明いたします。

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画、いわゆる過疎計画については、令和3年第3回定例会において議決をいただき、策定したところでございます。その後、本年2月に策定された総合体育館長寿命化計画において総合体育館の建て替えが明示され、その規模等に係る基本方針が示されたことから、過疎計画の本文中、建て替えを予定し詳細について検討を進めるとしていた総合体育館に関する記載について、総合体育館長寿命化計画に基づき建て替えとする旨に記載を改めようとするものでございます。

○委員長

「議案第12号について」

○酒井委員

議案第12号非核港湾条例案の提案説明を行います。

ウクライナ侵略危機に乗じて、与党などが軍備拡張、核共有の議論、敵基地攻撃能力の保有検討がされています。核保有は、非核三原則に反し核兵器で威嚇するプーチン政権と同じ立場に立つものです。こうした中、ますます非核港湾条例の必要性は高まっています。地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

以上、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退出がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

◎車の事故について

専決処分の中でも公用車の事故等の報告もありますので、公用車の事故についてお伺いします。また、昨日公明党の横尾議員から質問がありましたが、多少重なる部分もありますけれども、御了承いただければと思います。

まず、公用車の事故について、市役所の本庁のほうからいきます。市役所の車両の数は何台でしょうか。

○（財政）契約管財課長

教育委員会及び消防本部を除いた市長部局の車両は121台となっております。

○高木委員

その中で、過去5年の事故の数は何件あるかお聞かせください。

○（総務）職員課長

市長部局における過去の公用車の交通事故の件数ということでお答えをいたしますけれども、まず平成29年度が14件、平成30年度が12件、令和元年度が15件、令和2年度が10件、令和3年度が14件となっております。

○高木委員

その運転している人の経験年数だとか、どんな方が運転するのかお聞かせください。

○（総務）職員課長

公用車の運転の年数等の基準ということでございますけれども、まず一般職員、運転専任職員ではない一般職員につきましては、一般職員の公用車運転に関する取扱要領というものがございまして、これにおいて、職員本人の運転意思を確認した上で運転者として登録をすることにしておりますけれども、その登録に当たりましては、免許取得1年未満、いわゆる初心者マークの職員、それから条件付採用期間になりますけれども、新規採用後6か月未満の職員。それから、過去ほとんど運転したことがない、いわゆるペーパードライバーになりますけれども、こういった職員は運転者としては登録をできないということになってございます。またいわゆる職種が運転専任職員につきましては、過去、平成一桁の頃に採用されたというケースが最後、直近ではあるのですけれども、その頃は採用の募集要項におきまして、その時点で運転経験を2年以上ということを要件にしておりました。

○高木委員

その中で少しお答えできればお聞かせいただきたいのですが、例えば大げさな話、部長、次長クラスの人を乗せて2年しか経験していない人が運転した場合、多分緊張とかすると思うのですけれども、そういう大げさな、今たとえですけれども、そういう例はあるのですか。

○（総務）職員課長

そういう恐らく採用後間もないような職員が、例えば部長、次長を送迎のためとかに公用車に乗せるというケースかと思っておりますけれども、基本的には、この登録の制度というのは、自分の業務で運転して、外勤等に出る場合ということを想定しておりますので、送迎のためというケースは、基本的には想定はしていませんけれども、ケースとしてはあり得るものとは認識しております。

○高木委員

それでは、専決処分の中で、金額が出ているのですけれども、そもそもの質問なのですが、その車両においては保険というのは入っているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

市が所管する車両につきましては、リース車両を含め原則対人賠償、対物賠償保険に加入してございます。

また、残存価格300万円以上の消防車両及び寄附で取得した一部の消防車両につきましては、車両保険にも加入してございます。

○高木委員

保険は入っているということで理解しました。

それで、昨日、横尾議員からの質問もありましたけれども、安全運転管理者というのが市長部局、水道局、建設事業室、清掃事業所、あと消防、教育委員会、これで間違いないでしょうか。

○（財政）契約管財課長

そのとおりでございます。

○高木委員

そこで、例えば、消防というのは地区に何か所かありますけれども、その消防は各消防署の中に1人選任されて

いるという理解でいいですか。

○（消防）警防課長

消防本部におかれましては、庁舎に関しましては、車両が5台以上ということになっておりますので、小樽市消防本部に1名、それと消防署に1名、計2名の形で置いております。役職につきましては、警防課長、消防署におきましては消防課長を配置しております。

○高木委員

例えば、建設事業室というのは、維持課のみの管理者を選任しているという理解でいいですか。

○（財政）契約管財課長

一応、庁舎としましては、建設事業室ということで選任させていただいているということになります。

○高木委員

それでは、建設課は車両責任者とか、車両管理責任者とか、そういう方がいるということなのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

一応、車両管理責任者というのは、基本的にはそれぞれの所属課に置かれているというふうに考えてございます。

○高木委員

分かりました。

安全管理者の中で、運転の日報だとか、運転免許証の管理だとか、何時にどこに行つてどこに帰りたいなものがあると思うのですが、そういう管理はどうなっているのでしょうか。

○（総務）職員課長

職員の運転管理ということでございますけれども、これは根拠としましては、小樽市車両管理規程、小樽市職員の交通事故防止に関する訓令、それから、小樽市一般職員の公用車運転に関する取扱要領、少しばらばらなものですけれども、いろいろなところに規定しておりまして、そういったものの中で、車両管理責任者、車両を所管している課の所属長ということに一般的にはなりますけれども、その者が運転日誌を記載させるとか、万が一交通事故が起きた場合はその報告をさせるといったことを通じて、職員の日常の運転管理を行うということにしております。

なお、運転免許証の状況ですとか、そういったものにつきましてもその車両管理責任者、あるいは車両を所管しないところに関しては、各所属長が公用車運転の登録する際にこの運転免許証と有効期間というのを確認をするということにしております。

○高木委員

次、教育委員会に聞きます。

教育委員会では、公用車扱いとか車両の数は何台ありますか。

○（教育）教育総務課長

教育委員会の公用車は14台です。

なお、小・中学校につきましては、公用車として所有している車はありませんが、教員などの職員で、給与を北海道が負担している職員、いわゆる道費職員につきましては、小樽市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱に基づき、校長が職員の自家用車を条件付きではありますけれども、公用で使用することを認めているような状況です。

○高木委員

その中で、過去5年の事故の数とは、これは教育委員会の公用車と自家用車というのは、分けてお答えできますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

教育委員会に所属している職員、いわゆる教育部に所属している職員など、給与を市で負担している職員、いわ

ゆる市費職員といわれる職員ですけれども、こちらにつきましては、平成29年度が3件、平成30年度が2件、令和元年度が4件、2年度が3件、3年度が1件となっております。

教職員などの道費職員の公用使用中の事故につきましては、平成29年度の1件のみとなっております。

○高木委員

自家用車を公用車扱いしているということで、運転している人は教員ということで理解をしました。

教育委員会で持っている14台、またはこの自家用車を公用車としている車についての保険の区別というのはどうされていますか。

○（教育）教育総務課長

市費職員につきましては、市長部局と同じ扱いになっております。道費職員につきましては、職員の自家用車の保険で対応するというようになっております。

○高木委員

それでは、安全運転管理者はどのようになっていますか。

○（教育）教育総務課長

安全運転管理者ですが、5台以上所有している事務所に置くことになっておりまして、教育委員会の本庁舎分としまして、私、教育総務課長が安全運転管理者として設置されている状況です。

○高木委員

その中で、先ほどもそうなのですが、運転日報だとか免許証の管理等はしているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

市費職員につきましては、先ほどの市長部局と同じ扱いになっております。道費職員につきましては、年度当初に免許証、車検証、自賠責の保険証等を提示するということが要綱で明記されており、これが公用使用の条件となっております。

また、運転日誌につきましては、自家用車の公用使用承認及び行程確認表というものがございまして、同じような記載内容になっていまして、校長が管理監督をするということになっております。

○高木委員

それでは、次、消防・救急に聞きます。

消防・救急の車両の数をお聞かせください。

○（消防）警防課長

消防につきましては、消防車が31台、救急車は6台、その他の公用車は4台の合計41台となっております。

○高木委員

その中で、過去5年の事故の数をお聞かせください。

○（消防）警防課長

消防につきましては、平成29年度4件、平成30年度が2件、令和元年度が1件、令和2年度は5件、令和3年度は3件となっております。

○高木委員

その中で、消防と救急もそうなのですが、運転している人の経験年数だとか、どのような方が運転しているのかお聞かせください。

○（消防）警防課長

緊急自動車の運転資格は、道路交通法により免許の種別ごとに規定されておりますが、例を挙げますと、大型自動車は大型免許を受けた者で21歳以上、または大型免許等を受けていた期間が通算して3年以上の者、普通自動車は普通免許を受けた者で、普通免許を受けていた期間が通算して2年以上の者が運転できるとされていることから、

運転資格を有する者の中から消防署長等が指名しており、そのほかの車両につきましては、所属長が運転技術を確認した上で認めた者としております。

○高木委員

規則があるということで理解しました。

その中で、消防と救急も保険は入っているのかお聞かせください。

○（消防）総務課長

消防車両の保険につきましては、先ほど契約管財課長から説明されたとおり、市長部局で一括して保険等に加入している状況でございます。

○高木委員

その中で運転日報だとか、運転免許証の管理はどのようになっていますか。

○（消防）警防課長

職員の運転管理につきましては、小樽市消防機械器具管理規程において規定されており、車両管理責任者である所属長を通して、機関日誌等を記録して確認しているところでございます。

運転免許証の管理につきましては、毎日、当日勤務の係長を含めた勤務者で行うとともに、定期的に免許証の有効期限等を確認している状況でございます。

○高木委員

それで、続いてなのですけれども、これは市長部局、教育委員会、消防に聞きますが、例えば職員等が免許停止になった場合、免許期間が終わった後に1か月運転できないだとか、2か月運転できないという規定はありますでしょうか。

○（総務）職員課長

免許等になった場合の取扱いということで、当然、免許の期間というのは運転できないのは当然なのですが、その原因となった交通違反とか、そういうものがあつた場合は、交通事故もそうなのですが、報告というのを出す形になります。その報告を受けまして、事案として程度の重いものは、小樽市職員分限懲戒審査委員会というところに諮問して、いわゆる処分を決定することになりますし、そこに至らない程度の事案だとしても、小樽市職員交通事故等審査委員会というところで審査をして、いわゆる措置の程度、訓告ですとか注意とかということを決めることになります。その運転の制限に関して、一般職員の公用車運転に関する取扱要領におきまして、この決定した措置の程度が、例えば文書注意でありましたら3か月ですとか、訓告であれば6か月、懲戒処分という形になれば1年間は公用車の運転をできないという扱いにしております。

○（教育）教育総務課長

教育委員会におきましては、市費職員につきましては、先ほど説明があつたとおり市長部局と同様の取扱いになっております。

道費職員につきましては、要綱において過去1年間自動車の運転に関し、罰金刑に処せられている場合というのはそもそも公用使用を認めないというような要綱になっております。

○（消防）総務課長

交通違反を起こした場合の消防における取扱いではありますが、違反の程度が重いものに係る懲戒処分は、小樽市消防職員懲戒審査委員会において審査するものでありますが、それ以外の懲戒処分に至らない交通違反に対する措置、運転の制限につきましては、市長部局に準じた取扱いとするものでございます。

○高木委員

たまにニュースとかで出てはいますけれども、免許になつていて運転をしていただとか、市役所、教育委員会、消防、本当に多い人数がいる中で、やはり交通違反だとか、免許だとかという、そういう報告というのは、切に願

いたいとか、その情報の共有はしていただきたいなというふうに思いますので、ぜひそこは管理していただきたいと思います。

次に、5台以上保有している場合、4月からアルコールチェックの義務化、または10月から検知器の使用が必須になる、昨日も質問がありましたけれども、その中で少し気になったのが、答弁の中で休日のときに、電話で確認をしているというような答弁があったのですけれども、その電話でどのような状況でこの人は飲酒していない、飲酒しているという区別をしているのか、少しお聞かせいただけますか。

○（財政）契約管財課長

電話での確認方法なのですけれども、見えないものですから、声の調子、ろれつが回っているですとか、そういったことでの確認というふうになってございます。

○高木委員

なかなか、信じれるか信じれないかぐらいなのですけれども、やはりその休日に運転しなければならないというものに関しては、例えば、それが酒気帯びだったというふうになったら大問題になってしまうと思うので、そこら辺の確認というのは、もう少し検討したらいかがかと思っています。

また、アルコールチェックの検知器の数がないということなのですけれども、やはりこれだけの人数がいるということは、ある意味、10月前から少しずつでも各部署で徹底してやるべきではないのかと思いますけれども、その部分ではどうお考えでしょうか。

○（財政）契約管財課長

現在の運用方法等について、まだ検討している段階なのですけれども、10月1日より前倒しで実施できるよう、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高木委員

やはり飲酒運転のは大きな事故につながるので、ぜひそこは各部署で管理を徹底していただきたいなと思います。

それで次に、懲戒処分関係規程基準等というのが一番新しく平成21年に改正されているのですけれども、その中でいろいろな訓令だとか条例だとかも入っているのですが、この時代に即した懲戒処分の基準だとかを見直していくべきだなというふうに見て思うのですが、例えば岐阜県海津市だとか、北海道士別市、ほかの自治体でも事細かく何キロオーバー・何キロ未満は減給だとか、そういうのも書いているのですが、その条例の、もう少し細くといいますか、検討すべきではないのかと思いますが、そこはいかがですか。

○（総務）職員課長

交通事故とか交通違反の関係のその基準というか部分ですけれども、現状で私どものその懲戒の同定基準ということで、飲酒運転ですとか、飲酒運転以外の重篤な交通違反に関しては、現状設けております。それ以外の、いわゆる交通事故の関係の部分というのは、お話ありました他市のように、私も少し拝見しましたがけれども、確かに非常に細かく書かれておまして、いわゆる措置というのですか、注意だとか、そういうものも書かれておりましたが、ただ、現実今、交通事故等あった場合に、先ほど申し上げた審査委員会等の中で、実際の事案を、中身を判断した上で、措置の程度というのを決定しておりますけれども、やはり公用車なら多分物損事故とかというそういう似たような累計であったとしても、その事故の状況であるとか、現場の状況等によってかなり措置の程度というのが上下する、重くなったり軽くなったりということもあまして、なかなか画一的な基準等を定めるのが難しいようなところもありまして、現状そういう細かい基準というものがいない状態で、都度、過去の事例等参考にしながら、措置の程度を決定してきているというような状況がございまして。

そういう経過もあって今なかなかないということではあるのですけれども、今回御指摘いただいたことも踏まえて、他市の事例等も拝見しながら、どこまでそういうものが定められるのかどうか、定めることが適切かどうか、それによってどういう効果が得られるのか、その辺も含めまして、少し今後その辺は庁内で議論させていただ

きたいと思っております。

○高木委員

ぜひ、検討していただきたいなと思います。

また、この基準等は職員の人には周知されているのでしょうか。

○（総務）職員課長

庁内で職員が共通して見られる庁内のサイトの中には掲載はしておりますので、見られる状態にはなっておりません。

○高木委員

この件について、教育委員会と消防本部はどのようになっていますか。

○（教育）教育総務課長

市費職員の基準につきましては、職員課が示している基準と同じ扱いとなっております。道費職員の基準につきましては、北海道教育委員会が懲戒処分の指針というものを定めております。それにつきましては、各学校において細かく頻繁に周知をしているところです。

○（消防）総務課長

飲酒運転等に係る消防での処分等につきましては、市の基準を用いて審査しておりますので、この基準が細分化など変更された場合であっても、消防はその基準を用いることとなります。現行同様ということになります。

○高木委員

理解しました。ぜひ、検討していただきたいなと思います。

次に、ちょっと事故ではないのですが、先ほど、リース車が多いというふうにお聞きしました。その中で、ゼロカーボン掲げている本市としては、車両をEV車に将来変更していただくか、ハイブリッド車もあるのですが、燃費も全然違ってくるので、そういうところのお考えはありますか。

○（財政）契約管財課長

今後、生活環境部とも連携して公用車の導入方針というものを策定したいというふうにご考えてございますが、まだEV車は四輪駆動車が少ないなどの課題もあるところでございます。新車種の情報等注視しながら計画的に導入ができるよう、課題を今後も整理していきたいというふうにご考えてございます。

○高木委員

ぜひ、適合車があれば入れ替えていただきたいなと思います。

◎市有地の事故等に関する処理について

次に、市有地の事故の処理についてお聞きします。

市内で市有地のがけ崩れで家が倒壊したとか、木が倒れて家屋が損傷した、水道管破裂による事故があったという場合には、市としてはどういう対応を取っているのかお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

本市では、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入してございます。本保険は、市が所有、使用、管理する自治体施設の瑕疵等起因して、住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物損壊した場合において、市に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について保険金が支払われるというものになってございます。

また本保険の対象になるかどうかにつきましては、事例ごとに保険会社に確認して対応しているところでございます。

○高木委員

その賠償保険で対象にならなかったものについては、どんな状況であったかというのをお答えできますか。

○（財政）契約管財課長

さきの第2回臨時会で専決処分報告させていただいた事例になりますけれども、市の河川敷地に立っている木が倒れて、住宅の屋根を損壊したという事故になってございます。こちらのほうにつきましても保険会社に確認したのですが、適正な管理がなされていないような状態の場合には保険の対象にならないということを確認してございますので、今後につきましては適正な管理というのは求められるというふうを考えてございますので、巡回の回数を増やしたりですとか、定期的に保守点検する、今まで以上に各施設の安全性の確保に努めていきたいということで、先日、庁内周知もさせていただいたところでございます。

○高木委員

ちょっとお答えできればいいのですが、例えば公園の遊具が壊れていて子供をけがさせたという場合もその対象になるのですか。

○（財政）契約管財課長

ちょっと一概には言えない、ケース・バイ・ケースになる部分もあるかとは思いますが、適正な管理がなされていた状態ということでの事故であれば、本保険の対象になるのではないかとこのように考えてございます。

○高木委員

市有地は結構多いので、古いがれきだとかいろいろなものがあるので、ぜひ維持管理をしていただきたいなと思います。

それで、先ほどの車の事故だとか、専決処分報告で出ている金額なのですが、それについて決算書では、どの項目に記載されているのか、また実績3年ぐらいでいいので、幾らなのかお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

賠償金の支出科目につきましては、款が総務費、項が総務管理費、目が諸費、節が補償補填及び賠償金というところになってございます。

賠償額の実績としまして、令和元年度は車両事故分が、111万6,824円、それ以外が43万3,240円、合計額が155万64円となっております。2年度は、車両事故分が3万238円、それ以外が46万3,836円、合計額が84万4,039円となっております。3年度は、車両事故分が48万775円、それ以外が116万2,207円、合計額が164万2,982円となっております。

○高木委員

この車両事故に関しては、保険から全て入ってくる金額で理解していいですか。

○（財政）契約管財課長

基本的には保険のほうで対応しているというふうを考えてございます。

○高木委員

その他については、対象にならなかった部分に関しては、市の予算から持ち出しということで理解していいですか。

○（財政）契約管財課長

そのとおりでございます。

○高木委員

ぜひ、災害と事故に気をつけていただきたいなと思います。

◎令和3年度業務量調査について

最後に、業務量調査報告について、お伺いします。

先ほど、報告をいただきました。この結果を見てなのですが、この調査票を、本市としてはどのように活用していくのかお聞かせください。

○（財政）小林主幹

業務量調査の結果の活用でございますが、本日の報告資料の別紙の1枚目に記載がありますが、この中の特にノンコアとある部分を中心となると考えてございますが、業務量調査結果を踏まえまして、本年度委託を行い、5業務程度調査分析を進めまして、改善策について庁内で取組を進めることとしております。

また、それ以外の業務につきましても、この調査分析を参考にしながら改善を図れるものについては検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○高木委員

それで、ノンコア、専門性が不要という作業だとか、別紙の一番最後のページの上段に、正規職員のノンコア割合が59.73%、「470人工は「正規職員でなくても可能だが、正規職員が対応」している状況」と書かれているのですけれども、例えば、会社の1年間の業務量があるわけです。その中で、そのものをやる最低限の人数、または外注を出さなければならない、また材料も買わなければならない、遠くになったら出張旅費も払わなければならない、でも1年間はこれだけの固定数の社員がいなければ、その業務はこなせないというふうに私も理解しています。その中で業務があふれた分に関しては、アルバイトを使ってみたり、パートを使ってみたり、期間限定で使うのですけれども、市役所庁内で総務部はこれだけの業務量で、これだけの人数がいなくてこの業務は遂行できないだとか、例えば今議会で部長課長クラスはこの議会をやっています。でもその間仕事ができない人がいるのであれば、その2人を補填しなければならないというような、各部署でどれだけの業務量で最低何人いなければ、この一年間の業務はこなせないというような検討をしてほしいのですけれども、それは各部署というか、どこがお答えできるでしょうね。そういう課の管理体制というのをつくっていただきたいと思うのですけれども、そこはどうお考えでしょうか。

○（財政）小林主幹

まず、今回実施しました業務量調査につきましては、どの業務でどのくらいの時間がかかっているかということが分かるものとなっております。この先につきましては、実際に本年度調査分析を進めていく中で、業務の効率化といったことも見通せるようになることを目指しておりますが、得られるものにつきましては、あくまで現在何時間かかっている業務がこの施策を行うと何時間短縮できるかといったものでありまして、職場に人が何人必要かといったことが直ちに分かるかといったものではないというものになります。

ただ、あるべき人数といいますか、そういったものに関しても調査する中で、見えてくる部分もあるかとは思いますが、そういった視点も持ちながら進めてまいりたいとは考えてございます。

○高木委員

この業務量調査というものは全然否定もしてなくていいのですけれども、ノンコアの業務を外部委託するとします。その外部委託をすることによって、外部委託のほうが予算が上回る場合もあると思うのです。その業務に対しては、会計年度職員で2か月ぐらいでできるだかというような、各部署でどれだけの人工でどれだけかかっている、だからこの部署はこれだけの業務量がこなせるのだというようなものを、ぜひこの調査と各部署の人工体制というのを、これから課長は定年しますだとか、今度、職員を入れなければならないというそういうものをどんどんつくっていくのが、ある意味、職員配置適正化計画にもつながってくる。ちょっと総務部長がこの業務量調査については職員適正化配置計画にも準用していくみたいなのもいただいたので、ぜひそういうところも踏まえてのやはり人員配置というのを各部署でまとめることが必要ではないのかと思いますけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

○財政部長

基本的に各部署の職員の配置につきましては、毎年人事ヒアリングという形でヒアリングを行って、各部署から今の業務体制について、このぐらいの人工といいますか、人数が必要ですよという形は、毎年やってございます。今回、

この業務量調査においては、今、委員から御指摘のあったとおりに、業務ごとでやはりそれぞれ少し業務改善を行うことによって、今お話にあった外部委託のほうが効果的にいいのではないかとか、要は職員の場合、やはり時間外をしたら、時間外の経費も結構高いものですから、そういうことも含めて外部委託がいいのか、またRPAを行って、要は効率化をどのように図ることができるのか、そういうことを含めながら、全体の業務量の改善を図っていくと。その中で絶対数な今の職員数が見直しをされるのではないかとすることは考えているというところでございますので、そういった毎年の人事のヒアリングと合わせながら、今回の業務量調査と合わせて、全体の業務の効率化を図っていきたいというようなことで考えているところでございます。

○高木委員

ぜひ、また進めていただきたいなと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎原油価格高騰などの市施設の電力供給等について

一つ目は、原油価格高騰などの市施設の電力供給等への影響について伺います。

最近のニュースで、いわゆる新電力の経営が悪化し、撤退、倒産などが相次いでいるということで、電力供給に不安が広がっているというニュースを耳にしています。本市も新電力と契約している例があると以前聞いておりました。

そこで少し心配もありますのでお聞きします。

まず、いわゆる新電力と市の施設との契約について伺いますが、まず北電から新電力への契約変更した経緯について御説明をお願いします。

○（財政）契約管財課長

北電から新電力へ契約変更した経緯でございますが、電力の自由化に伴い、光熱水費の節減を図るため、本市では平成24年度から高压電力を使用する施設を対象に、種別ごとに入札を行うこととし、低価格での契約を進めてきたところでございます。

○佐々木委員

その契約を結んでいる市の関係施設の件数、主な施設をお願いします。

○（財政）契約管財課長

市長部局では、現在56の施設が対象施設となっております。まず分類で、業務用電力はオフィスビルなど業務用施設用の電力形態であり、該当する契約は小樽市保健所ほか14施設と、小樽市立忍路中央小学校ほか27校となっております。

次に、高压電力I型は工場など産業用施設用の電力形態であり、該当する契約は旧小樽市廃棄物処理場ほか6施設となっております。

次に、業務用ウィークエンド電力は週末や休日にも営業を行うオフィスビルなど業務用施設用の電力形態であり、該当する契約は小樽市役所本庁舎ほか5施設となっております。

○佐々木委員

この変更による当初の電気料金への影響、また、その後の推移についてお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

新電力に変更したことによる効果ですけれども、北電の公表単価で算出した額と落札金額との比較になりますが、業務用電力につきましては、平成24年からの累計で約1億6,900万円の削減、高圧電力I型につきましては、平成29年からの累計で約2,800万円の削減、業務用ウィークエンド電力については、平成30年からの累計で約1,300万円の削減となっております。

○佐々木委員

約1.6億円の削減もすることができたという非常に効果的なものであったと思うのですが、ここに来て、新電力のそうした危機と言われる中で、やはり契約内容を変更した例や、契約が終了し、最近再契約したというような例はありますか。

○（財政）契約管財課長

現在の電力の供給契約期間は10月1日から翌年9月末日までとなっておりますが、今年に入りまして、受注者から現在の契約単価では維持できないとして、協議の結果、本年4月1日付で一部変更した契約が1件ございます。また、別契約で受注者より現在の契約単価では維持できないとして、こちらは契約解除の申出があったことから、契約を今月末で協議解除し、北電との間で、7月1日からの電力供給契約を締結した例が1件ございます。

○佐々木委員

その契約内容を、新しく契約した等で、その傾向や特徴などがあつたらお知らせください。

○（財政）契約管財課長

新電力の電力調達方法としましては、設備投資して自社で新しい発電所を抱えることや、既存の電力会社や発電施設を抱える工場などと相対契約して調達する方法、日本唯一の電力取引所から調達する方法等がございますが、世界的な脱炭素シフトにより、火力発電の燃料である石炭やLNGの価格が上昇しているということ、また、日本卸電力取引所のスポット価格が高騰していること、さらにはロシアによるウクライナ侵攻や円安などの影響から、電力の安定供給が困難になっているものというふうに認識しております。

○佐々木委員

そうした影響のもと、結果、現在の市の支払う電気料金への影響というのはどうなっているのかお示してください。

○（財政）契約管財課長

今回変更した2件の契約におきまして、月額で大体100万円増額になる見込みでございます。

○佐々木委員

大体100万円という相当大きな影響だと思いますけれども、心配したのは、報道にあるような入札不調で契約ができない、危うかったなどという支障はなかったのですね。

○（財政）契約管財課長

これまでではそのような事例はありませんでしたが、本年10月以降の契約につきましては、7月中旬頃に入札を行う予定となっております。現在応札の可否について事業者有意向調査を行っているところでございまして、無事に契約締結できるか心配しているところでございます。

○佐々木委員

となると、非常に心配だということです。もし新電力との契約が不調もしくは契約料金が非常に高いなどの場合、先ほども1件ありましたけれども、元の北電との再契約というのは今後も可能なかどうか、また、報道ではそうした際、元に戻すというような場合、電力供給の関係で断られる、もしくは以前より割高な契約が求められる例があるというふうに聞いています。現状ではいかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

現在法人向けの特別高圧の電力契約につきましては、北電は新規契約を停止している状態でございます。なので、北電と契約することはできない状態です。どの事業者とも契約できない場合には、北海道電力ネットワーク株式会社が電力供給する最終保障供給制度をセーフティネットとして利用することになりますが、基本料金が北電の定款の2割増しの料金になるというふうになってございます。

○佐々木委員

なかなか大変なことだと思います。

今後の市施設の電力確保についてのお考えを、この件最後に伺いたいと思います。

○（財政）契約管財課長

まずは、現在の課題ですけれども、電力の安定供給の確保というものに尽きると思いますので、こちらのほうに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

よろしくお願いします。

◎学校給食について

2点目、学校給食について伺います。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大の学校給食への影響について伺いたいと思います。

今いろいろと言われてはいますが、本当は楽しい時間であるはずの給食時間、黙食が続いているということなのですが、例えば給食残量等に子供たちの影響が表れていないかということがちょっと思われるのですが、その辺どうでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

学校給食の残量につきましては、コロナ禍前と比べましても特段の大きな変化というものはありません。

○佐々木委員

ちょっと安心しました。きちんと子供たちは食べているということだと思います。こうした中でも、安全に楽しく給食時間を過ごす工夫など、学校のほうでされているのではないかと思います。そういう例があったらお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

給食時間は児童・生徒がマスクを外し、大勢で食事をするという感染リスクの高い場面となりますので、本市におきましても、国の衛生管理マニュアル等に基づき、食事前後の手洗いの徹底はもとより、飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えること、これを徹底するよう周知しております。

こうした安全に配慮した中で、各学校においては児童会や生徒会活動の中で児童・生徒が好きな曲を流す、テレビ放送で行事の様子を流す、学習動画を流すなど、少しでも楽しみながら過ごすことができるよう工夫しているところでございます。

○佐々木委員

給食に関わって、そういう状況の中で子供たちの感想だとか要望だとかというのは聞かれているのでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

給食センターにおいても、給食時間に児童・生徒が食についての知識を楽しみながら身につけられるように、栄養教諭が給食のメニューや使用食材について解説を行った給食メモというものを作成して各学校に配布し、給食時間前に担任の教員を通じて紹介をしてもらっている取組を進めております。

給食メモを活用した学校からの感想をいろいろいただいておりますが、児童・生徒からは、給食の作り方の説明を受けた後では嫌いなニンジンがおいしく食べられた、給食メモの説明を聞いた後で食べると、ひときわおいしさ

を感じるなどといった感想。

また、現場の教員からは、担任からの声かけでみんなよく食べるようになった、また、カレーの隠し味について解説したメモでは、子供たちが各家庭のカレーの隠し味で大いに盛り上がり、その後の給食のカレーの隠し味、給食では隠し味にケチャップを使用しておりますが、そのケチャップの味を感じながら食べていたなどという感想をいただいておりますので、引き続きこういった声を基に楽しめるような教材づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

もう少しで黙食というのも外されるというような話も聞いておりますので、引き続き頑張っておいしい給食を目指していただきたいと思えます。

この項2点目です。

食品、燃料等の値上がりで給食費について少し伺います。

世界的な情勢の影響もあり、様々なもの、特に食品、燃料等大きな値上げが続いております。最近値上げ、4月に値上げしたばかりの学校給食費の影響が非常に心配されるのですけれども、給食に影響を及ぼす物価値上がりについての情報は把握されているでしょうか。少し具体的に説明をお願いします。

○（教育）学校給食センター所長

給食センターにおきましては、北海道学校給食会など食材納入業者を通じまして、食材や原材料の価格動向について把握しております。特に食用油や小麦など、輸入に頼る原材料が今後も上昇傾向にあると同時に、輸送コストや包装資材などの価格が軒並み上昇しており、それらが食材価格を全体的に押し上げる傾向にあるというふうに把握してございます。

○佐々木委員

そういうわけで、今後給食費の再値上げということは考えておられますか。

○（教育）学校給食センター所長

保護者の負担を考えますと、年度内の再値上げというものはできるだけ避けたいというふうに考えております。本会議で教育長より答弁をさせていただきましたが、再値上げを避けるため、今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討しているところでございます。

○佐々木委員

私からも、これらを活用して保護者の負担軽減をお願いしたいと思います。

それにしても、臨時交付金による負担減というのは一時的なものです。給食費の値上げというのは小・中学生のいる家庭にとっては非常に影響が大きいものです。ほかにも何とか工夫の余地というのはないのか、お考えがあれば何かアイデアをお示しください。

○（教育）学校給食センター主幹

工夫についてですが、学校給食摂取基準を確保した上で献立作成時に使用食材の選定を工夫する、献立の組合せや調味料の使い方の調整をする、著しく高騰している食用油を使用した調理をほかの調理方法に変えるなど、工夫を日々続けて栄養価の確保をしておりますが、このような対応もなかなか厳しい状況となっております。

○佐々木委員

本当に地道なところでそういう御努力をいただいているというところは分かります。

さらに心配なのは、安価な食材を求めるあまり、食品の安全性や栄養価を犠牲にすることがないように、これはお願いをしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター主幹

安価な食材を求めるための食材選定につきましては、旬のものや近郊のものを使用する。同じ栄養価のものは安

価なほうを選ぶようにしております。学校給食において安全で安心な給食提供は大前提ですので、食材選定の際、安全性の確保は徹底しております。また、成長期である児童・生徒にとって健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものでありますので、適切な栄養価の確保についても最優先しております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

先ほど工夫の余地はないかということでお聞きしたのですけれども、その中で一つ、私からお願いというか提案というか、小麦粉の値上がりが大きいと聞きます。それに反して米の消費量は伸びていない。そして価格も安定していると、これを機に週のパン食を1食減らす、もしくは0.5食減らして米飯給食を3食に、そしてもし無理であれば、2.5食ぐらいにできないのかと御提案をしたいのですよね。米飯給食を増やすようにという文部科学省からの通知の趣旨にも沿うものではないかと思えます。以前、2013年になりますけれども、この件についてお聞きをしました。米飯給食の回数、そうすると増やせない理由ということでおっしゃっておられたのは、予算や施設設備の課題なのです。回数が少ないということは十分認識をされているのだと、今後の推移を見ながら、また費用等のスリム化を図りながら回数を増やす方向について研究を続けてまいりたいと御答弁いただいております。

現状そうした米飯給食を増やすということについていかがか、その研究の成果について伺いたいと思えます。

○（教育）学校給食センター所長

米飯の回数増につきましては、一番大きな課題であった茶わん洗淨の外注のコスト、こちらのコストを下げるのがなかなか難しいということで、現在の方法での回数の増というのは難しいというふうと考えております。食器類を使用しないでおにぎりを出せないか、こういった検討もしておりますが、おにぎりは食材のコストが大幅に上がるということで、保護者の負担増につながってしまう、こういった課題もございます。

現在、我々の案の一つといたしまして、現在センターで洗淨・保管しております手持ちのふだん使っている食器、麺の丼ですね、こちらを使って米飯が提供できないか、献立の内容だとか作業工程等について具体的な検討を進めているところでございます。

○佐々木委員

そうすると、例えば米飯による丼ものが給食で出る、私の経験だと非常に小樽では画期的なことだと思います。そうした工夫をぜひ具体化できるように、御努力をお願いしたいと思います。

給食の件で最後に、食物アレルギー対応についての進展状況についてお聞きします。

既に給食センターにおいては卵アレルギー対応の別ラインを設置し、卵アレルギーを持つ児童・生徒に提供してくれています。まず、卵アレルギー対応食の現在の提供状況について伺います。

○（教育）学校給食センター主幹

卵アレルギーの対応食の提供状況は、小学校10校で25名、中学校2校で3名、合計12校で28名に提供しております。

○佐々木委員

ほかのアレルギー、例えば、小麦粉、米、果物等のアレルギーを持つ児童・生徒の把握や、その対応方法についてはいかがでしょう。

○（教育）学校給食センター主幹

ほかのアレルギーがある児童の把握に関しましては、入学時や進学時に保護者に御案内をし、保護者から学校に食物アレルギー対応の申請があった場合、医師による学校生活管理指導表を提出してもらい、校内アレルギー対応委員会の面談を経て内容を把握しております。現在、小学校13校で53名、中学校7校で9名、合計20校で62名に詳細な献立表を提供して対応しております。

対応方法につきましては、文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針や、道の学校における食物ア

アレルギー対応の進め方に基づき、保護者に詳細な献立をお渡しし、内容の確認をしていただき、給食を食べる、食べない、代替の食べ物を持参するの判断をしてもらっております。

○佐々木委員

今後、卵以外のアレルギー対応食の提供は考えておられますか。市教委の今後の方針について、最後にお聞きします。

○（教育）学校給食センター主幹

現在、国が示す学校給食における食物アレルギー対応指針の原則は、安全性を最優先し、一部除去、一部解除などの対応は誤配や誤食の事故防止のために行わず、医師による学校生活管理指導表を基に完全除去する対応となっております。本市における卵以外のアレルギー対応につきましては、先ほどお答えいたしました、詳細な献立表を用いた完全除去対応に加え、ナッツ類やそばを提供しないほか、できるだけ乳製品を含まない食材を選んで使用するなど工夫する取組を行っております。デザートやチーズなど、調理が不要なメニューの代替など一部除去の方法も検討しておりますが、誤配や誤食などの危険性が高く、国の指針の原則である安全な提供が難しいと考えております。アレルギー対応食につきましては、児童・生徒の安全を最優先しなければならないため、今後献立の内容のさらなる研究や他市の状況などを調べてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

これからもアレルギー対応、命に関わることでもあるわけですから、今おっしゃったようなことを確実に進めていっていただければと思いますので、よろしく願いをします。

◎住ノ江火の見やぐらの保全について

続けて、3点目の質問に移らせていただきます。

住ノ江火の見やぐらの保全について、話を伺います。

このたび住ノ江火の見やぐらの所有者が無償譲渡により消防団から保存団体に移転したと報告を受けました。これにより、まず住ノ江火の見やぐらの解体の危機を免れて、保存活用の道が開かれたものと一安心をしております。まずは、新しく発足しました小樽住ノ江の火の見櫓をまもる会、あとは市消防団第6分団、市消防本部及び関係各位の御尽力に敬意を表します。

それでも、保全活動の端緒についたばかりで、維持管理費等の課題は非常に山積をした状態です。市の関わりでお願いしたいことを含めてお聞きをさせてください。

まもる会はまず、住ノ江火の見やぐらの小樽市の防災上の歴史的な位置づけや、建築物としての歴史的文化的価値をより多くの人に知ってもらうことが補助金やクラウドファンディングによる資金調達にもつながるというふうを考えまして、そのために、国の登録有形文化財に申請するよう、市に働きかけていきたいということを考えておられます。

ちなみに、以前の質問でも申したように、文化庁によると登録有形文化財になった火の見やぐらは全国に岐阜県各務原市、京都市など、全国に既に7基あるという状況です。

そこでお聞きしますけれども、一般的に国の登録有形文化財に申請するための手続、手順を説明ください。

○（教育）生涯学習課長

国の登録有形文化財に申請する際の手続につきましては、登録の基準となる建設後50年を経過していることが分かる概要の資料ですとか、登録候補物件の図面、建物であれば位置図ですとか配置図、平面図ですけれども、それらを用意した上で、文化庁の文化財調査官に現地の確認を実施してもらいまして、登録可能という判断を受けた後で、登録候補物件の写真ですとか所見などの必要資料を添付した所有者の申請書類を地元の自治体の教育委員会から都道府県の教育委員会経由で文化庁に提出するという流れになってございます。

○佐々木委員

以前この火の見やぐらの評価について、市教委にお考えをお聞きしたところ、市教委として物件の詳細を承知しておりませんので、所有者側から評価の依頼がありましたら、どのような方法で評価できるのか、まずは審議会委員の皆さんに御相談してまいりたいと考えておりますとのことでした。また、新聞報道を読みますと、市教委のほうはそのインタビューに答えて、地域文化遺産を残す動きがあることはうれしいと前向きな姿勢を示していただいております。大変期待しているところです。

それで、所有者となったまもる会から国の登録有形文化財の申請申出があった場合、市教委は先ほどの手順の話にもありましたが、登録に向けてどのような手法、手順を進めることになりますか。

○（教育）生涯学習課長

まもる会から登録有形文化財の申出があった場合の手順なのですがすけれども、建造物と違ってあまり事例もないのですが、まず、所有者の方に物件の概要ですとか所見、写真などの資料を作成していただきまして、まず、文化財審議会の委員など専門家の意見を伺いまして、調査を進めてもらってもよいのではないかとというような話があれば、毎年年度末に行われます文化庁の登録候補物件に関する現地調査の希望調査というものがあるのですがすけれども、そこで現地調査の希望がある物件があるということを回答いたします。

所有者の方には登録された場合に、大幅な外観の変更を伴うような修理に制限があるということですか、所有者にも届出ですとか管理の義務が文化財保護法で定められておりますので、改めてその制度の説明をいたしまして、登録申請の意思を確認いたします。また、先ほど御説明いたしました、候補物件の図面なども準備をお願いいたします。

文化庁調査官によります登録候補物件の現地調査については、希望を出した翌年度に基本的には都道府県単位で日程調整をして実施していくのですがすけれども、そこで物件の調査をしてもらい、その結果、もし登録が可能というふうに文化庁から判断された場合には、写真、所有を証明する書類、同意書、所見などの必要書類を付した申請書を所有者に作成してもらいまして、市教委から道教委経由で文化庁に書類一式を提出をして、国の審議を待つということになります。

○佐々木委員

お話を伺っていますと、まもる会と市教委が連携して進めていく必要があるなど実感をいたしました。

そのこととも関係しますけれども、その際、文化財登録制度活用のポイントになることはどのようなことなのかということ、また、以前から登録有形文化財制度の本市での活用、私はお願いしておりましたけれども、例えばこの火の見やぐら以外に登録有形文化財の可能性のある市内の文化財等についての情報もあれば、併せてお答えください。

○（教育）生涯学習課長

登録有形文化財制度の活用のポイントとしては、修理費用など維持に係る国の補助金というものがございますので、まず、所有者自らがその文化財の保全をしっかりとやっていきたい、しっかり守っていくのだというような意欲と熱意を持っているということが、この制度の登録を前向きに進めていく上でのポイントになるというふうに考えております。

また、火の見やぐら以外に登録の可能性のある市内文化財ということでもございましたけれども、令和4年第1回定例会で、文化庁の現地調査が完了しているとお答えをした建造物がありまして、以前から登録有形文化財制度を活用したいという相談を受けていた物件なのですがすけれども、先月、所有者から申請書と図面、写真、所見などの説明書類全ての準備が整ったというお話がありましたので、登録有形文化財の申請の手続きを進めているという物件が1件ございます。それ以外については、所有者の意向抜きに登録申請を進めるということではできないということもありますので、今のところその1件以外の情報はございません。

○佐々木委員

ポイントとして、登録有形文化財については、そういう財政的な支援を期待できるものではあまりないものですから、おっしゃるとおり、やはりそのまもる会などがしっかりと主体的に活動していける、そのためにもやはり資金や何かの面をきちんとやっていけるような、そういう仕組みのためにこういう制度を活用したいなというふうには思っているところです。

それで、今おっしゃっていただいたように、1件既に進んでいるものがあるということで、市教委でもこうした文化財登録のノウハウをしっかりと持っていていただいているようなので、これからも協力体制をもって、よろしくお願ひしたいと思います。

◎陳情第30号小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について

最後の四つ目の質問です。

陳情第30号に、小樽市役所のウイングベイ小樽移転方についての陳情が出ておりました。パブリックコメントでも同様の意見があったようです。その際の市側の回答というのは、どういうふうになっていますか。

○（総務）総務課長

小樽市本庁舎長寿命化計画の案に対するパブリックコメントにおいて、今回の陳情と同趣旨の意見を寄せられた際の市の回答といたしましては、民間施設への移転については本計画策定の中で検討しましたが、築年数やスペースの問題などを考慮し、難しいと判断しましたと市の考え方を示しております。

○佐々木委員

そのうちのスペースの問題について少し伺いますけれども、お話によると、ウイングベイ小樽側4階の空きスペースは、現在の市役所別館面積よりも広いとのことでしたが、そのとおりでしょうか。

○（総務）総務課長

ウイングベイ小樽の小樽側の4階空きスペースということで、面積自体は市役所の別館よりは広いと、その中でも使える面積というのはどのくらいかということで以前に検討した経過がございまして、その面積でいえば別館とほぼ同じくらいと聞いております。

○佐々木委員

大体同じぐらいだということですが、それでもスペースの問題を、ここに答えで上げているのはなぜでしょうか。

○（総務）総務課長

先ほど申しあげましたウイングベイ小樽の4階の部分につきましては、大きく変わらないと申しあげましたが、実際の我々の行政機能といたしましては、本館と別館、それを一体として考えた中で、庁舎機能として検討しておりますので、別館の部分だけが移転するということは現実的ではないので、スペースの問題ということで示させていただいているところでございます。

○佐々木委員

私もいろいろと考えていますけれども、私たちの会派は以前から窓口のワンストップサービスのこと、そのためにはやはりそれなりの別途の、今とは違うもう少し広めのスペースが必要だろうというふうにも思います。さらにバリアフリーや何かについても、もっと着実に進めなくてはならないだろうと思いますし、再生可能エネルギーの導入についてもやはり必要だろう、DX化というのも求められているという部分では、やはり現状のスペースがあればいいということではないというふうには考えているところです。

もう一つ、ウイングベイ小樽の築年数について出ていますけれども、ウイングベイ小樽の築年数はどれくらいになりますか。

○（総務）総務課長

ウイングベイ小樽の前身となりますマイカル小樽が開業いたしましたのが1999年3月となりますので、現在築年数といたしましては築23年を過ぎたところといったような状況でございます。

○佐々木委員

またそれと別に、市役所に求められる機能として、防災拠点本部としての役割もあると思います。先ほど距離、別館と本館とかが分かれてしまうのはどうかという御答弁ありましたけれども、そういう点からも関係するかもしれませんが、ウイングベイ小樽というのはその防災の観点から見ると、拠点としての機能から見ると、いかがなのでしょう。

○（総務）災害対策室進藤主幹

当該施設は堅牢な建物で広いスペースがありまして、独自の発電設備を備えていることから、観光客などの一時避難所ですとか、あとは救難物資の一時保管場所などの面では災害対策上、有用な施設であることを認識しているところでありますけれども、海側が一部津波浸水想定区域にかかっておりまして、想定されるうち最大級の津波災害が発生した場合は、地下駐車場から1階まで浸水することも考えられます。

また、このほか埋立地でありますので、大型の地震で万が一、液状化が発生しますと、道路の損傷などにより交通障害も考えられます。市の災害対策本部は全てのケースの災害におきまして、司令塔となる重要なセクションであるため、災害対策本部自体を臨港地域に設置することにつきましては、慎重な検討が必要かと考えております。

○佐々木委員

いろいろお聞かせいただきました。あの建物そのものが防災の観点で弱いとか、そういうことではないし、使用に問題があるわけでは全然ないというのは、そのとおりだというふうに思います。ただ、市役所としての機能という面を考えたときにどうかというところなのかというふうにお聞きをしました。

それらを総合しますと、あそこに入れば、市役所を建て直しなくて済むからという資金面の課題のみをもって、本陳情にあるような移転案で判断するというのは少し難しいかというふうにお聞きしたところです。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎陳情第30号小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について

それでは、まず、陳情第30号小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について質問をいたします。

この小樽市役所をウイングベイ小樽に移転するというところで、実際に市役所の機能、本庁舎に限らず幾つか分散しているという実態もありますことから、もしこれが本当に市民の利便性につながるということ、さらには市役所の建て替えということもしないで移転できるということが進められるということであれば、私は本当にそれはいい

ことだなというふうには思います。陳情者の趣旨については分かりかねるのですが、そういった点だけを取れば、理解はできるものなのです。ただ一方で、本当にこれが市民の利便性につながるかという点で幾つか疑問点がありますので、順次お伺いをいたします。

まず、用途地域上、また、都市計画上、その他様々な制約がありますけれども、こういったことも含めて、当該施設において市役所の移転というのはまず可能なのかどうか、それだけお伺いしたいと思います。

○（総務）総務課長

ウイングベイ小樽が立地する場所につきましては、都市計画法により工業地域に指定されております。建築基準法では用途地域内の建築物の制限について定められておりますが、工業地域では市役所については建築してはならない建築物に該当していないということから、移転につきましては可能と建設部から聞いております。

○酒井委員

一応可能は可能だということなのですね。

ただ一方で、この市役所のウイングベイ小樽移転については、以前に検討されたというふうには伺っております。小樽市本庁舎長寿命化計画策定の検討状況について、この中でウイングベイ小樽への移転について検討とされましたけれども、整備場所を現敷地、つまり今の市役所の敷地とする理由として示されたものについて説明していただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

小樽市本庁舎長寿命化計画案に対するパブリックコメントでも同様の意見をいただいております。そのウイングベイ小樽への移転についての提案に対して、それに対する市の回答といたしましては、民間施設への移転については本計画策定の中で検討しましたが、築年数やスペースの問題などを考慮し、難しいと判断しましたと市の考え方を示しており、最終的には地域のこの利便性の関係、それから、用地取得費の関係などから、ここであります現敷地で建て替えるのが望ましいといったような結論としております。

○酒井委員

ということは、老朽化しているということと、それから狭いということ、それ以外にも示されてはいたしましたが、大体そういったことが理由になっているということでもよろしいかどうか、お伺いいたします。

○（総務）総務課長

ウイングベイ小樽への移転という中では、委員の御指摘のとおりと考えております。

○酒井委員

では、先ほど老朽化という話もありました。全部が全部移転できないにしても、市役所内の一部移転するという形であっても、20年以上経過しているということであれば、当然一定程度の修繕は必要だというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

ウイングベイ小樽の前身となりますマイカル小樽が開業いたしましたのが1999年3月となりますので、現在築年数でいきますと23年を過ぎたところというふうになります。一定の年数が経過しておりますことから、近い将来施設の大規模改修といったものは想定されるというふうに思っております。

○酒井委員

ということは、やはりかなり相当な修繕金額、それから、移転した後、使えるスペース、それらを考えると、私は現実的ではないのではないのかと思うのですが、その点についての考え方について伺います。

○（総務）総務課長

先ほど申し上げました修繕、大規模改修の費用につきましては試算というのは、現在行ってはおりませんが、一定程度の額にはなると考えております。

スペースの問題ということでも御質問ございましたが、スペースの問題につきましては、ウイングベイ小樽の空きスペースである4階の面積自体は、この別館と大きく変わらないといったように聞いておりますが、実際の行政機能といたしましては、私ども本館と別館を一体として考えた中で検討しておりますので、別館の部分だけが移転するという現実的ではないことから、スペースの問題があるといったようなことを、先ほどのパブリックコメントの回答としても載せているところでございます。

○酒井委員

ところで、この長寿命化計画策定の検討状況についてで検討されたのは、看護学校が入る、こういったことについては考慮されたのかどうか、お伺いをいたします。

○（総務）総務課長

長寿命化計画策定の中で、移転について検討したときでは、看護学校のことににつきましては考慮はいたしておりません。

○酒井委員

ということは、仮にその看護学校が入る形になれば、そしてどこに看護学校が入るかというのは定かではありませんけれども、勝手な話で申し訳ないのですけれども、それがもし当該箇所とかぶることに仮になってしまえば、当然使える面積というのはもっともって限定的に、先ほど別館の部分が使えると話しましたがけれども、それがさらに少なくなるということでもよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○（総務）総務課長

看護学校の移転に関する詳しい経過というのは、私どもで承知はしておりませんが、御質問の中で仮にと、仮にそのスペースがかぶった場合ということでございますので、仮にぶつかったときにはさらに狭くなるということにはなるかと思えます。

○酒井委員

結局、その老朽対策として修繕するとしても、やはり金額ははっきりはしないけれども、相当の金額がかかるだろうと、それから、利用年数でもやはりそんなに見込めるものでもないのではないかというふうに思えます。それから、スペースの問題がありましたけれども、そのスペースの問題でも、使える面積が少ない。それから、そういったことになれば、本館と別館と一体化して進めるということでも使えなくなってしまうという、こうしたことでは、私はウイングベイ小樽に市役所を移転するということについては、やはり現実的ではないのかなと、これまで進められた計画のとおり進めていくということのほうが、私はとても現実的ではないかというふうに主張しておきたいと思えます。

◎市営室内水泳プールについて

次に、市営室内水泳プールについてお伺いをいたします。

報告で、新総合体育館基本構想策定スケジュールについてお伺いをいたしました。

そこでは、検討委員会が第5回にわたって示されるという形、それから、3月末には構想策定、公表される、そのときにはこの総務常任委員会の中でも成案が報告されるということで、それぞれ基本構想策定スケジュール、予定が示されているわけであります。

私がお伺いしたいのは、この総合体育館について、特にプールについてお伺いしたいと思えます。

やはりこうした基本構想策定をするに当たって、利用者、利用団体の話を聞くということが、私はとても重要ではないかというふうに思えます。この基本構想策定スケジュールの中では、アンケートや団体ヒアリング、こうしたことが示されておりますけれども、利用者、また利用団体の意見を聞く、こうしたことについて現在どのような考えをお持ちなのか、まずお伺いしたいと思えます。

○（教育）主幹

まず、利用者の声、それから利用団体の声、どのように捉えるのかということでございます。

まず、利用者といいますか、市民の方々の意見を捉えるという意味では、まずアンケートというのを全市的に行うということが一つございます。

それから、検討委員会には当然市民の公募の委員の方も入っていただきます。そして、市民説明会ということも開催して、広くまず意見を伺うということになります。

それから、もう一つは、実際に利用している利用団体の方々につきましては、ヒアリング等行いまして、各団体の方々の意見を聞いて、どのような体育館を求めるのかということを集約してまいりたいというふうに考えてございます。

○酒井委員

先ほど市民の方のアンケートの話ですとか、また、検討委員会の中には公募委員として市民が入ること、それから団体にもヒアリングしていくということでありました。そのやり方については結構なことだなというふうにも私も思います。具体的にその団体にヒアリングをしていくというのは、どのように考えているのか、例えば一度だけどこかに集めて、その中で話を聞いてという形で終わらせてしまうのか、それとも随時、もちろんそうした個別の団体に話を聞くということもあり得る話だし、どのようにやられるのかということについて、もう少し具体的に示していただけますでしょうか。

○（教育）主幹

個別の各スポーツ団体とのヒアリングについては、集まって皆さんでお話しするというよりは、個別に具体的にどのようなスペックを望むのかとか、そういった話をするということになると思うのですが、詳細についてはこれから検討していくことになります。

○酒井委員

これから検討ということなのですが、私が危惧するのは、例えば市役所のどこかを使って団体などを集めて、そのときにお話を聞いて、それで例えば、こうしたプールが欲しいというようにお話を聞いて、お話は聞いたのだけれども、それについて実施されるかどうかということについては全く分からないということで、アリバイづくりのように使われてしまったら困るなどというふうにするのです。決してそのようなことはないというふうにするのです。そうではなくて、今ヒアリングのやり方については検討中だということでもありますけれども、可能な限りやはりそうした団体や利用者、それぞれ利用団体によって考え方が異なるのです。例えば、歩くためのプールとして使いたいという方もいらっしゃるし、それから、短水路の競技として公認できるプールが欲しいという方もいらっしゃるし、それから、古式泳法のために使いたいという方もいらっしゃるし、また、それ以外にも様々な方がいらっしゃるのです。その意見をやはり最大限取り入れていって、市民の誰もが使いやすいプールということにするためには、やはりそうした団体や個人、それ以外にもヒアリングをやっていくことは本当に大事だなと思うのです。本当に危惧していたのは、この9月のところにアンケート・団体ヒアリング結果とあるものですから、例えば、7月ないし8月ぐらいのときに1回きりでほんとやって、その上でこんな意見が出されてしまったという感じでやられてしまうということになってはならないと思うのです。

やはり基本構想策定までには何度も機会があるわけですから、その間でも随時お話を聞いていって、なるべく皆さんに求められるそうしたプールにしていくということが必要だというふうにするのですけれども、現時点では回数ですとか、いや複数回やるか、それとも1回で終わらせるか、現時点の考えで構わないのです。私が今述べたような意見聴取のやり方ということで、私の思いと教育委員会としての思いというのは、それほど差はないと思うのですよね。その点について、このプールの最後にお伺いをしたいと思います。

○（教育）主幹

団体とのこれからのやり取りについてだと思うのですけれども、まず、今回の基本構想では、詳しいプールの仕様とか体育館の仕様、そこまでの決定には至らないです。恐らくどのような競技ができるようになるのかとか、そういった機能の面、そういったところまでが決められるのかと思います。その後にさらに詳しく、委員のおっしゃったような様々な細かな仕様を決めていくこととなりますので、そういった意味では、団体とのお話しというのは1回きりで終わるものではないというふうに考えてございます。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員の御質問にございましたとおり、私どもも長寿命化計画策定の際に、やはりそういったプールの利用団体の方から御意見をお伺いしたり、利用団体の意見交換会をやったりとかという形で進めてきているところでございます。したがって、今、教育部主幹から御答弁いたしましたとおり、今後基本構想、また基本計画という策定の過程の中で、やはり意見をお伺いする場、時点修正をする場というのはあるものというふうに認識をしてございます。

○酒井委員

ぜひよろしくお伺いしたいと思います。やはりせっかくつくるものですから、できる限りよいものにしていくということは大事だなと思っております。

◎自治体DXについて

それでは、最後の質問に入ります。

自治体DXについてお伺いをさせていただきたいと思います。

2021年3月19日、平井国務大臣は、現行の地方公共団体の条例の規定、ここについては改正法の施行までに一旦リセットしていただくことになり、独自の保護措置として措置する規定については改めて規定していただくことになる。こうしてデジタル社会形成整備法で個人情報保護法、これは全面改正されました。以前の委員会でもお伺いをいたしました、改めて確認の意味も込めて質問をいたします。

まず、市の自治体DXに係る予算化された事業、また推進計画予算の総計はどのようになるのか、お示しをいただけますでしょうか。

○（総務）デジタル推進室長

今年度の当初予算では、デジタル化に絡む部分でお答えさせていただきますけれども、まず、来庁せずとも手続きができるようにマイナポータルを活用したオンライン化ですとか、より簡易なオンライン申請ができる仕組みを導入するということで、行政手続オンライン化経費というものが一つございます。そのほか、金銭の受渡しの減少や支払い方法の多様性を持たせるために、戸籍住民課、3サービスセンター、市民税課、総合博物館の窓口においてキャッシュレス決済を導入する窓口キャッシュレス決済導入事業費。それと、身近なコンビニなどで住民票の写しなどを発行できるコンビニ交付サービスを実施するコンビニ交付サービス事業費。それと、地域活性化起業人制度を活用してデジタル化に向けた事業推進役のサポートですとか、最高情報統括責任者である副市長を補佐してDXに関する支援や助言をいただく行政情報アドバイザー、こちらのほうでデジタル外部人材関係経費。最後に、繰り返し行うような業務を代行させるため、会議録作成システムですとかコンピューター上の操作を自動化するRPA、こちらのほうを導入するAI・RPA関係経費がございまして、これらの予算を合計いたしますと8,657万4,000円となっております。

○酒井委員

ところで、官民の個人情報保護法の統合、それから地方自治体の条例のリセット、それと国基準化とは、市の条例では何を指すのか、お示し願えるでしょうか。

○（総務）浅井主幹

市の条例では小樽市個人情報保護条例であります。

○酒井委員

それでは、個人情報保護法の全面改正に伴う市の条例の改正はいつ行うのか、お示し願えますでしょうか。

○（総務）浅井主幹

個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が令和5年4月1日施行で改正され、改正後の個人情報保護条例で条例に委ねられた事項など、必要な事項を定めます個人情報保護法施行条例案を、本年第4回定例会に提案し、その附則で現行の小樽市個人情報保護条例を廃止する予定でありまして、施行期日は改正後の個人情報保護法の施行期日であります令和5年4月1日となります。

○酒井委員

それでは、自治体の情報システムの標準化・共通化では、市のどのシステムの標準化・共通化が進められているのか、お示し願えますでしょうか。

○（総務）デジタル推進室南主幹

情報システムの標準化・共通化については、戸籍や住民基本台帳、それから個人住民税、介護保険、児童手当など、全部で20の業務で進められているものであります。

○酒井委員

そもそも自治体DXでありますけれども、どのような計画なのか、ざっくりと説明していただけますでしょうか。

○（総務）デジタル推進室長

こちらの計画は、令和2年12月に総務省から出されたものでございまして、国のデジタルガバメント実行計画における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容をまとめたもので、令和7年度までを計画期間としております。

主な内容につきましては、推進体制の構築、重点取組事項として情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化など6項目、そのほか自治体DXの取組と併せて取り組むべき事項が示されているものです。

○酒井委員

先ほどの個人情報保護条例の見直しについて、第4回定例会の提出を目指すということは示されておりましたけれども、その見直しの全体像を示していただけますでしょうか。

○（総務）浅井主幹

まず、第一弾といたしまして、本年4月1日から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護法に一本化されております。そして、第二弾としまして、先ほども触れましたけれども、令和5年4月1日から、地方公共団体にも改正後の個人情報保護法が適用されることになり、個人情報保護とデータ流通について全国的な共通ルールの下で取り扱うこととし、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するということが個人情報保護制度の見直しの全体像となります。

○酒井委員

ということは、私は本市が定める個人情報保護条例の趣旨、それから、先ほど述べた国の基準、それでは趣旨が異なってしまうことになるのではないかとということをお慮るのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）浅井主幹

現行の小樽市個人情報保護条例と改正後の個人情報保護法では、その規定ぶりが異なる部分はございますけれども、個人情報保護制度の趣旨としましては異なるものではないと認識しております。

○酒井委員

全国で共通してルールを定めるということでもありますけれども、そうした理由がもし正しいとしても、国の機関

のルールに合わせて改正すべきとの結論が正当化されるわけではないというふうに私は思っております。自治体独自に行政機関と匿名加工情報の提案内容の公表、加工への参加の仕組み、本人以外から個人情報を取得したり、目的外使用を提供した場合、こうしたことについては事後報告を行うこと、こうしたことについてを定めることについて、私は検討してもいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○（総務）浅井主幹

令和5年4月1日以降の改正後の個人情報保護法に関しまして、国からガイドライン等が示されております。その中で、条例で定める必要がある事項や必要に応じて条例で定めることが考えられる事項、また、条例で定めることを妨げるものではない事項などが示されておりますことから、その示された範囲の中で必要な事項を条例で定める予定でありますので、ただいま委員からお話がありました、いわゆる独自の規定を定めることは考えてございません。

○酒井委員

先ほどガイドラインというお話が出ました。やはり個人情報保護ということのためであれば、本市としても国のガイドラインを変更させるぐらいの主張をすべきではないかというふうに私は思っております。自治体には条例制定権が認められております。条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨・目的・内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾・抵触があるかどうかによってこれを決しなければならないという規範に抵触しなければ条例を制定できるとされております。こういった理解でよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○（総務）浅井主幹

ただいま委員からお話のありました条例制定権につきましては、いわゆる徳島市港湾条例事件における昭和50年9月の最高裁判決で判示されているくぐりでありますので、その御理解で間違いのないところではございますけれども、本市といたしましては国のガイドライン等に従った中で対応してまいりたいと考えております。

○酒井委員

私は、やはり国が進めようとしていることについて、やはり危惧するのです。その中で、小樽市が独自に行ってきたものについて標準化していくのだということで、どんどん下げられていくということ、また、個人情報についても保護されないでどんどん利用されていくということについては、私はやはりしっかり対応していくということがどうしても必要なのではないかと考えております。

最後に、この自治体の個人情報についてでありますけれども、私自身はこの自治体は個人情報保護の最後のとりでだと思っております。自治体には認知の先導性があると言われて、問題が見つければ国よりも早期に発見し、リアルな住民と接し、いち早く対応することができる、これが自治体というふうに思っております。デジタル化という先の見通しにくい変革が進んでいる中で、この部分がおろそかにされない、されかねない側面があるとすると、やはり住民、市民にとって不幸なことだと思っております。デジタル化政策によりなし崩しとするのではなくて、本当に守らなければならないのは何か、本市が自らのことと向き合い対応することが問われると思っておりますが、最後に本市の考え方を聞いて、質問を終わります。

○（総務）浅井主幹

このたびの個人情報保護制度の見直しは、社会全体のデジタル化に向けた動きの中でデータ流通を推進するという部分はございますけれども、決して個人情報をないがしろにするものではなく、個人情報保護とデータ流通の両立を図るものでございますので、改正後の個人情報保護法や国から示されておりますガイドライン等に従って適正に対応してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎令和3年度業務量調査について

最初に、業務量調査について伺います。

先ほど業務量調査について説明がありましたけれども、今回調査対象になった部署の正規職員数と非正規職員のそれぞれの人数をお聞かせ願いたいと思います。

○(財政)小林主幹

今回の業務量調査は、業務量の概要を把握するために各業務の作業時間を概算で調査したものでありまして、今回の調査の整理といたしましては、職員1人の年間作業時間の目安を1,950時間として人工換算をしてございます。そのようなベースの数値ではございますが、別紙の2枚目に記載がありますが、正規職員787人工、非正規職員260人工となっております。

○松田委員

調査結果によれば、年間作業時間のうち正規職員の対応が必要な業務、コア業務と、そうでない業務、ノンコア業務の割合が出ていますが、もちろんその割合だけで正規職員と非正規職員数を単純に分けることはできないということは重々承知しておりますけれども、まず、それで分類した場合の人数の変化はどうか、お示ししていただきたいと思います。

○(財政)小林主幹

別紙の2枚目に記載がございまして、年間作業時間の合計の欄になりますけれども、コア業務は317人工、ノンコア業務が730人工でございます。

○松田委員

また、同じく調査結果の概要によれば、職員でなくてもできる業務であるものの専門性が必要な業務については、会計年度任用職員の活用が求められておりますけれども、これも単純に計算して人数はどのようになるのか、お示ししていただきたいと思います。

○(財政)小林主幹

御質問の業務は、「Ⅱ ノンコア(要専門性)」に分類されますが、別紙の2枚目に記載がございまして、「Ⅱ ノンコア(要専門性)」の正規職員の数は121人工となります。

○松田委員

この調査結果を受けて、市として今まで行ってきた業務についてどのように受け止めているのか、その点について率直な御意見を伺いたいと思います。

○(財政)小林主幹

今回の調査結果では、正規職員がノンコア業務に従事している割合が59.73%となっておりますので、業務改善に取り組み、効率化を進めていく必要があると考えてございます。

○松田委員

あと、この調査結果を受け、本年度は業務負荷の軽減や効率化が期待できる業務を協議し、5業務程度選定というふうにありますけれども、その業務の選定は終わっているのでしょうか。終わっていないとしたら、いつ頃までに選定するのか、予定をお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）小林主幹

なるべく7月中に選定を行いたいと考えてございます。

○松田委員

それでは、5業務というのはまだ決まっていないということですか。

○（財政）小林主幹

はい、これからとなります。

○松田委員

ともあれ、この業務量調査は正規職員がコア業務に専念できることで住民サービスの向上につなげるためであり、限られた財源と職員で複雑・多様化する課題に対応するため、来年度予算の反映を目指し、まだ決まっていない部分もあると思いますけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

これに関連して伺いたいのですが、令和3年度は部の統廃合を含め、大がかりな市として組織改革・再編を行いました。新機構となってちょうど1年が過ぎましたが、その中であって見えてきた課題、今後、再度見直しが必要な部署等はあったのかどうか、この点についてお答え願いたいと思います。

○（総務）職員課長

組織に関する課題ですとか見直しということの、その辺の課題を把握する機会としましては、例年7月に庁内で組織の見直しですとか人事配置に関する各部局からの人事ヒアリングというのを行っております。これは例年7月に行っておりまして、今年もこの後7月に予定をしておりますけれども、まず、昨年のヒアリングも含めまして、それ以降現時点でそういった課題ということで、こちらで特に把握しているものというのはございません。この後7月に人事ヒアリングを予定しておりますので、もし出てくるのであればそこで出てくるのかというふうには想定しているところでございます。

○松田委員

これからということですが、この組織改革・再編に関して、一番大事なことは市民の方がどう思っているのかということだと思っておりますけれども、この組織改革・再編に関して、市民の方から寄せられた御意見等はありませんでしょうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

組織に関する市民からの御意見ということで、昨年4月に組織改革をやりましたけれども、それ以降、例えば市長への手紙ですとか御意見メールとか、そういったものの中でも、特にこの組織に関する御意見ということで、私どもに届いているものは現状ございませんでした。

○松田委員

どちらにしても、まだ組織改革・再編は行ったばかりで、検証はこれからだと思いますけれども、先ほど業務改善のところでも言いましたけれども、組織改革にしても業務量調査にしても、大事なことは市民の方にとってどういうことが必要なのか、そういった意味で住民目線に沿ったものでなければならないと思います。こういったことでしっかり今後も取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎防災について

次の質問に移らせていただきます。

防災についてお伺いしたいと思います。

私は、この委員会ではほぼ毎回といっていいほど防災関係の質問をさせていただいておりますけれども、また、今回も質問させていただきます。

先日も石川県能登地方で最大震度6弱を観測する地震がありました。聞けば何の予兆もなく、突然大きく揺れパニックになったといえます。このように、今毎月のように被害の大小はあるものの、日本のどこかで地震など災害

が起きています。比較的、自然災害の少ない小樽ですけれども、備えあれば憂いなしでふだんからしっかり防災に取り組んでいただきたい、そういう思いで毎回質問させていただいています。

最初に、小樽市避難行動要支援者避難支援計画について伺いたいと思います。

国では各自治体に対し、災害時に援護を必要とする人、いわゆる災害時要援護者の台帳を作成し、避難支援プランを作成することになっておりますが、市では介護度や障害の程度などにより台帳を作成しているというふうに聞いておりますけれども、台帳が現在作成されている方はどのくらいいるのか、その点について、最初にお聞きいたします。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和4年6月1日時点での台帳への登録者数は6,615名となっております。

○松田委員

参考までにお伺いしたいのですが、先ほど、選定基準は介護度や障害の程度などということでありましてけれども、それ以外でも対象者の中に、市長が必要と認めた方というところがあります。具体的にはどのような方がその対象になるのか、その点について伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

市長が必要と認めた方とは、現時点では夫婦のうち片方が要支援者に該当し、その配偶者本人から希望があった場合、また、民生委員や家族等から申出があった場合などの理由がある方を対象としております。

○松田委員

それで、その台帳作成者には、一人一人に対して個別計画を作成することになってはいますが、この台帳に基づいてプランを立てられている方はどのくらいおり、それは災害時要援護者の台帳を作成している方のどのくらいの割合になっているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

先ほどの6,615名の登録者全体のうち、個人情報の提供を同意された避難行動要支援者の方は、令和3年度時点で4,320名いらっしゃいます。この人数を分母とさせていただきますと、現時点では土砂災害などの警戒区域に居住をされ、自力避難が困難な方約1,700名を中長期的な対象人数としておりますので、将来的には約4割の個別避難計画を作成していく構想で考えております。

○松田委員

市としてその目標値はどのくらい設定をされており、その進捗状況についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市としては、今お話しした約1,700名のうち、視覚障害者などの特に優先度の高い方約600名を短期的な作成目標としており、今年度から個別避難計画の作成開始を予定しております。

現在外部の協力関係者の皆さんに、それぞれ内容を御説明し、御協力を要請している段階ですので、現時点で個別避難計画の作成開始までには至っておりません。

○松田委員

それで、今聞きましたけれども、台帳作成に対しての課題と、課題解決に向けた取組等についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

台帳作成に関しての課題といたしましては、まず対象者本人の死亡であるとか、施設への入所などの定期的な状況変化を確認する必要があるということなどであり、これらの課題の解決に向けて、今後とも名簿作成に当たって情報提供いただく本市の福祉保険部、総連合町会、民生・児童委員との連携を深めてまいりたいと考えております。

○松田委員

ほかのところの方との連携が必要だということですね。

それで次にお聞きしたいのですけれども、市では災害時における被災者、応急作業従事者等のために、食料の確保・供給をすると思いますが、それには災害時に備えあらかじめ備蓄しているものと業者等から調達するものがあると思います。現在、市で備蓄している食料としてどのようなものがあり、どのくらいの量を備蓄しているのか、お示ししていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

備蓄食料といたしましては、ふだんは乾燥保存しておりますけれども、水やお湯で元に戻るアルファ化米ですとか、アルミパックで長期保存ができるクラッカーを備蓄しております。このうちアルファ化米につきましては、アレルギー対応品としておりまして、賞味期限5年で9,700食分を備蓄しています。クラッカーは小麦等を使用しておりますが、賞味期限5年で1万4,210食分を備蓄しており、合わせて2万3,910食分の備蓄を行っております。

○松田委員

それで、今5年ということですが、食料ですから当然、賞味期限、消費期限があります。今問題になっているのが、食品ロスです。そのためにもきちんと管理されなければなりません、賞味期限、消費期限が迫ってきた備蓄品については、どのように入替えをしているのでしょうか。そして、消費期限、賞味期限が迫っている備蓄品についてはどのように有効利用されているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

賞味期限が迫っている食料は、指定避難所でもありまして備蓄品を保管していただいております小・中学校に照会を行いまして、防災教育の一環として児童・生徒に配布する場合は学校側へ必要数をお渡ししております。そのほか、町内会における避難訓練ですとか防災講話の場で、試供品として配布するなどの活用しております。

○松田委員

きちんと有効活用されているということなのですが、また、我が党の横尾議員の提唱により、液体ミルクについても備蓄されているというふうに思います。これは他の備蓄品と比較し非常に期限が短いと思いますが、この液体ミルクについてもどのように管理されているのか、入替え補充についてはどのようにされているのか伺いたいと思いますし、また、賞味期限が近づいている液体ミルクについても有効利用についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

液体ミルクの賞味期限は当初12か月だったのですが、令和2年10月出荷分から14か月になりまして、さらに令和3年4月から18か月に延長されております。市としては現在24缶入りの箱を年に8箱、192缶を購入しておりますが、一度に購入しないで3か月に1回、2箱48缶ずつを分割購入するローリングストックを行っております。

賞味期限を迎えるものの活用なのですが、まず、本年2月に48缶が賞味期限切れとなったのですけれども、これは市立保育所ですとか民間の保育所に事前に意向照会を行いまして、要望があった保育所等へ無料配布を行ったところでありまして、これによりまして、御家庭への配布ですとか保育施設内での離乳食の材料などに使うというふうにお聞きしております、食品ロスを抑えて有効活用できるように努めているところであります。

○松田委員

それで、液体ミルクは常温で保存し、そのまま哺乳瓶に移し替えるだけで飲むことは可能ですが、メーカーによっては専用のアタッチメントや乳首が出ているというふうに聞いています。小樽市ではそういったものについても備蓄できているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

メーカーのホームページでは、比較的簡単に入手できる紙コップなどで代用できる例が掲載されておまして、

私どもとしては災害時には流通備蓄で紙コップを用意して配布することを想定しておりまして、アタッチメント等の備蓄は現在行っておりません。今後はアタッチメント利用が有効であるとの見解が主流となりましたら、市として備蓄するかどうかの要否を検討した上で、判断することになろうかと考えております。

○松田委員

それで、今いろいろなことを聞きましたけれども、とにかく何度でも言いますけれども、災害はいつ起きるか分かりませんので、これで万全などということはありませんが、先ほど言いましたとおり、災害はいつ起きるか分かりませんので、それに対してのいろいろな検討を、備えをよろしくお願いします。

◎指定校変更について

それでは、次の質問に移ります。

指定校変更について伺います。

小樽市教育委員会では、小・中学校に入学するとき、相当と認められる理由により許可を得られれば指定校以外の学校に変更することができるというふうにされています。

そこで伺いますけれども、本年度指定校変更の申請により許可された児童・生徒はどのくらいいるのか、小・中学校別にその人数をお示ししてくださるとともに、その理由についてもお示ししていただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今年度の指定校変更の申請により、許可をされて4月に入学をされた方の人数でお答えさせていただきますと、小学校は41名、中学校は40名、これらの方が許可を受けて入学をしているところでございます。

主な理由でございますが、既にお兄さんやお姉さんが在学しているといったケース、それから校区内の保護者の勤務先ですとか、親類宅に帰宅するというような理由をもって変更の申請は認められているところでございます。

○松田委員

また、今までは菁園中学校の指定校変更には理由によって制限がかけられていたと聞いています。それが本年からその制限は解除されたというふうに聞いていますが、これにより本年度申請が認められた生徒はいたかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今年度、菁園中学校に係る指定校変更の制限は部活動と距離の要件がございましたが、この二つで認められた人数は5名です。5名の生徒が認められております。

○松田委員

現在、指定校変更により、本来の指定校以外の学校に在学中の児童・生徒はどのくらいいるのか、小・中学校別にその人数もお示ししていただきたいというふうに思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在、指定校変更により変更された学校に通っている人数でございますが、小学校は6学年合わせまして280名、中学校は3学年合わせまして139名、これらの方が認められて在籍しているところでございます。

○松田委員

それで、クラス編制というのは年度当初の在学生の人数により決まりますけれども、今までに指定校変更者が出たことによりクラス編制の増減に影響が出た学校はあったかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

かつては菁園中学校が制限をかける前などは影響があったようにも確認が取れますが、近年ですと転出入ですとか、それから学年進行などもございまして、指定校変更だけで学級編制に影響が出たかどうかという部分については分からないというような答えになります。

○松田委員

◎授業時数特例校について

それでは、次の質問に移らせていただきます。

授業時数特例校について伺います。

本年度から忍路中央小学校と忍路中学校が小中併置校になったことから、文部科学省の授業時数特例校制度の指定を受けたというふうに聞いております。これは小規模だから可能な制度なのか、忍路中央小学校と忍路中学校以外でも申請すればその指定を受けることは可能なのか、指定の条件を含めこの制度について分かりやすく説明していただければと思います。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

本制度へ申請できる学校は小規模校ということではなく、全ての小・中学校が申請の対象となっております。

本制度の内容についてですが、学年ごとに定められた各教科の授業時数について1割を上限として減らすことができまして、この減らした分の時数を総合的な学習の時間など、他の教科等の時数に上乘せして、ふるさと学習や環境教育など特色ある教育活動の充実を図るための制度でございます。

指定の条件としましては、学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること、児童・生徒の発達の段階などが配慮された計画になっていることなどとなり、申請後に文部科学省で審査の上、指定が決定となります。

○松田委員

お聞きしたところ、忍路小学校ではその具体的な授業として、忍路鯉漁撈の行事や忍路環状列石などの地域資源を生かしたふるさと学習を行うと、林教育長が本年の第1回定例会で示された教育行政執行方針で説明しています。もう既にこの学習は行っているのかどうか、この学習内容についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

これまで3、4年生では学級園で育てる野菜の苗植え、5、6年生では外部講師を招き忍路環状列石や忍路神社、蘭島神社など、地域の史跡をめぐる学習を行っております。来月は3、4年生が地域の魅力を知る学習の一環として、港からウニ魚を見学した後、漁師からウニ取りの道具の説明を受け、ウニの殻むき体験を行います。同様に、5、6年生もウニ魚の見学や、殻むき体験を行います。5、6年生はキャリア教育の観点で漁師の仕事に視点を当てまして、仕事について考える学習を行う予定となっております。今後は、3、4年生では蘭島川の生き物を調べる学習、5、6年生は忍路鯉漁撈の行事について学ぶ学習などを予定しております。

○松田委員

今聞きましたけれども、このふるさと学習は忍路中央小学校や忍路中学校のように、校区内にそういった場所や行事があるかどうかにも関わってくるのではないかとこのように考えるのですけれども、市内ではほかにこのような地域の特色を生かした学習に取り組んでいる学校はありますか。その点について伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

各学校におきましては、それぞれの実情に応じて教育課程を編成しておりますが、例えば塩谷小学校では総合的な学習の時間で、校舎裏山にあるブドウ園を活用した栽培や加工についての体験的な学習を、手宮中央小学校では総合的な学習の時間で、運河周辺について歴史などを学びながら、実際に観光ガイドを行う、おたる案内人ジュニアなど地域の特色を生かした学習を行っております。

○松田委員

小樽市ではこのほかに教材、「小樽の歴史」を活用したふるさと教育を行っておりますが、私は本当にふるさとのことを学ぶことは大変重要なことだというふうに思っています。ふるさとを知ることでふるさとに愛着を持ち、一旦小樽を離れることがあっても、ふるさとに戻ってくるきっかけにもなります。本年小樽市では市政100周年を迎えることから、ふるさと教育の充実を図るため、児童・生徒が校区のお勧めの場所を掲載した散策マップを作成する

と聞いておりますが、もう既にこのことについては動き出しているのでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

子どもたちが選ぶ「ふるさと100選」事業についてでございますが、6月初旬に改めて各学校を訪問しまして、本事業の趣旨を説明した後で、6月中旬に改めて実施要綱などを文書で通知しておりますので、今後各学校では校区のお勧めの場所などを選ぶ活動などを進めていることになっていきます。

○松田委員

どんなものが出てくるのか、すごい楽しみです。数年前に開催された北前船寄港地フォーラムで、潮見台中学校や未来創造高校の生徒が研究発表を行ったときは、フォーラムに参加した方は本当に感動しておりました。子供たち一人一人がふるさと小樽に誇りを持っていけるよう、このふるさと教育についても充実を図っていただきたいと願いたします。

◎ヤングケアラーについて

それでは最後に、ヤングケアラー支援策について伺いたいと思います。

最近、ヤングケアラーについては、テレビのドキュメンタリー番組で紹介されたり、新聞等で特集記事が掲載されたりして、昨今認知度は高まっています。

ヤングケアラーとしてつらい日々を送っていたある女性の新聞記事を見た私の知人も、それを見て、もしかしたら私もヤングケアラーだったのかもしれないというふうに語っていました。彼女の両親というのは自営業で大変忙しく、長女だった彼女は、3人の弟や妹の本当に面倒を見なければならなかった。大変だったのだと語っていました。

このように具体的な体験を知ることによって、ヤングケアラーとして自覚する人も多いことから、教育委員会としてもその認知度を高める方策が必要と考えますけれども、市教育委員会として考えている方策等がありましたら、お示ししていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

市教委としましては、これまでヤングケアラー専門相談窓口である北海道ヤングケアラー相談サポートセンターの開設について、各小・中学校を通して児童・生徒に周知するとともに、制定された北海道ケアラー支援条例、北海道保健福祉部子ども未来推進局が作成した参考事例集や、教職員が研修等でヤングケアラーについての理解を深めることができるように道教委が作成した研修資料を全小・中学校に送付しているところです。

また、今後小樽市教員研修プログラムにおいて、ヤングケアラーに関わる理解促進に向けて、外部講師を招いた研修講座を開催することとしております。

○松田委員

それで、ヤングケアラーは年齢を18歳未満の子供と定義づけしていますが、その中には当然小学生も入ることから、北海道では6月中旬から7月下旬にかけて、札幌市を除く市町村立小学校の5、6年生を対象に実態調査を行うというふうに先日報道されていましたが、その調査について北海道から市教育委員会には日程等、連絡は来ているのでしょうか。

また、その調査方法も個人情報に配慮し、学校配布のタブレット端末を使うようですが、これらについて具体的な調査方法などの連絡も来ているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

北海道保健福祉部から、道教委を経由して市教委に市町村立小学校の5、6年生児童を対象とした実態調査を、6月中旬から7月下旬のうち2週間程度で予定している旨の連絡が来ております。回答形式につきましては、パソコン、タブレット、スマートフォンの通信端末を用いてウェブ上で回答する予定となっております。

○松田委員

それと、あと子供たちの実態調査もそうなのですが、支援体制も大事だということで、支援体制の現状などを把握するため、小学校の管理職についても調査を行うというふうにありましたが、これらについても連絡は来ているのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

先ほどお答えさせていただいた連絡の中で、学校を対象とした調査を小学校で実施する旨の連絡は来ておりますが、調査内容等の詳細につきましては、今後連絡が来る予定であると聞いております。

○松田委員

どうかこのヤングケアラーについては、本当にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

そして、先日も北海道として対面や電話などで本人や家族からの相談を受け付ける専門の相談窓口を、江別市に初めて開設したというふう聞いております。

また、先ほど言いましたとおり教員向けの研修も行うというふう聞いております。ともあれ、声を上げづらい問題であったために今まで気づいてあげられなかったことの反省を含め、法整備も含め、これからこの問題については社会的に大きく動き出していくと思っております。先ほど言いましたとおり、私の友人も今まで自分がヤングケアラーだと気づいていなかった、でも、ああやって考えたら私もそうだったのだなというふうに初めて自分で気づくこともあると思います。とにかく小樽市にとってもしっかりとこの問題についてはみんなで行っていただきたいと要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎ひと旗プロジェクトについて

それでは、まず人口対策について伺います。

ひと旗プロジェクトについて、市では、ひと旗プロジェクトを立ち上げて起業や移住をターゲットにスモールビジネスを起こす人への支援をするとのことですが、今年度に始める、または始めた事業について具体的な内容、スケジュールなどについてお示しください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

今年度のひと旗プロジェクトでは、移住に特化したホームページを活用し、創業や事業の継続に対する支援などのパッケージ化を行い、効果的な情報発信に取り組むこととしており、令和4年4月1日に移住に特化したホームページの試験的な運用を開始したところであります。

○中村（岩雄）委員

このプロジェクトでは、フェーズ、段階です、0、1、2、3、4とあります。フェーズ0として、庁内組織を設置するとあります。具体的な動きやスケジュールなどについてお示しください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

現在プロジェクトチームの組織体制について検討を重ねており、早急に組織を立ち上げたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

早急にお願いしたいと思いますが、この庁内組織で検討して決定されたことは、小樽市の中でこれからどのように事業化をするのかお示してください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

このひと旗プロジェクトチームでは施策や事業を検討するのではなく、まずは移住に特化したホームページを活動場所にターゲットを絞り、分野横断的に職員がつながり、現在、市が行っている事業をパッケージ化し、分かりやすく効果的に情報発信することを目的としております。

○中村（岩雄）委員

これから事業費やそれに要する人員の確保など、課題も出てくるのではないかと思います。この事業の実現が一定程度担保されるのでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

繰り返しとなりますが、このひと旗プロジェクトでは、これまでのみらい創造プロジェクトチームのように施策や事業を提案するというものではなく、まずは分野横断的に職員が有機的につながり、効果的な情報発信を行うものであります。

○中村（岩雄）委員

過去のいろいろな事業などを見ていますと、一定程度の担保がないと、意見を出されるだけで実現されずに終わってしまうということが多々あるのです。過去そういう参加する職員のモチベーションにも関わる、この点だと思いますが、重要なポイントだと思うのです。

検討して幾つもの提案がどんどん出されても、実現されたもの、例えば予算がないだとか不要だとか、あるいは予算が小さい種目のものばかりだというようなことにならないのかと、その点が大変心配なのです。その点どのようなふうにご検討いただいているか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

今回のこのプロジェクトについては、「ここが、ひと旗あがる場所」をスローガンに、起業を目指す移住希望者をターゲットにしておりますが、これは少子化対策や子育て施策のみでは他市町村との差別化を図ることが難しいことから、小樽の魅力や歴史に遡及したスローガンを掲げ、積極的な情報発信を行い、移住の促進やイメージアップの取組を進めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

◎スマホを活用した防災情報などの伝達について

それでは次に、スマホを活用した防災情報などの伝達についてお尋ねをしたいと思います。

まず、災害情報登録制メールについてから入りたいと思います。

災害対策室では、市民に活用してもらうように啓発をしているということなのですが、改めてこの登録制メールはどのようなもので、どのようなことを情報提供する予定なのかお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

災害情報の登録制メールでございますが、これはメール登録された方々に対して緊急性の高い防災関連情報等を適宜メールで配信することができるサービスとなっております。

情報提供の内容といたしましては、大雨警報等の気象情報や、地震、津波に関する情報、避難指示等の避難情報などを提供することとしております。

○中村（岩雄）委員

総連合町会の会報誌に、令和4年4月号に掲載されているのですけれども、防災情報メールのQRコードを載せ

た記事を回覧することで、少しでも地域の方に防災情報のメール登録を促しているとお聞きをしております。

その後の経過として、現在のその登録数ですね、どれくらいになっているのか。

また、分かれば小樽市職員の登録者数、分かればいいのですけれども、お聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

登録制メールの登録者数ということでございますが、およそ1年前は50名程度ということでしたが、令和4年6月時点の登録者数は233名となっています。このうちの市職員の登録者数につきましては不明となっております。押さえておりません。

○中村（岩雄）委員

小樽市のまちづくり協働事業として申請しているスマホ教室の開催団体があるというふうに聞いているのですが、高齢者を主な対象として若者がスマートフォンの使い方を丁寧に教えてくれるというふうに、大変好評だというふう聞いています。

そこで、総連合町会では、その教室の際に防災情報の登録も促せば登録者数の拡大につながるということで、その団体に提案したそうなのです。そうしましたら、早速本年度から取り組むことになったという話です。

市ではこのような動きを把握されておりますでしょうか。

また、積極的にこういった取組を活用していくというような、そういうお考えはどのようなのでしょうか。あるのでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

登録制メールの普及活動の話だと思いますが、学生が主体となっている団体の防災情報登録制メールの活動につきましては、少し私どもでは把握しておりませんでした。

○中村（岩雄）委員

小樽市総連合町会の会報誌にはこういった記事も載っています。福祉除雪において、除雪ボランティアとのマッチングに活用することや、若い世代やボランティアをしたことがない方々の活動のきっかけづくりをするために、たるCANアプリを作成したと、こういう記事がありました。このたるCANアプリというのはボランティアポイントも付与されるのです。

このアプリは社会福祉協議会が作成したものですけれども、社会福祉協議会からは若い方を中心にボランティア参加の拡大に非常に手応えを感じているというふうにも伺っています。災害対策室では、情報を捉えて、このような取組を登録に活用するお考えはどのようなのでしょうか。ありますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

当室といたしましても、このようなウェブアプリを小樽市社会福祉協議会が作成したという確認はしたところではあるのですけれども、具体的な取組についてはまだ把握していないところであります。

このアプリにつきましては、防災情報の発信に関してどのように活用することができるのか現時点では不明でありますので、今後におきまして、同協議会にその内容ですとか、活用が可能なことを具体的に確認をしてから検討していきたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

その辺をぜひよろしくお聞かせしたいと思います。

それから、先ほど登録者数が233名でしたか、お答えいただきました。以前の答弁では、たしか50名程度というふうにも聞いていましたけれども、少し増えたのだなという感じですが、まだまだ市民の皆さんへの浸透はこれからだというふうに思うのです。市民の皆さんに対する災害時などの情報伝達の手段として、これは大変有効だと思っておりますので、もっと積極的に登録拡大に向けて取り組んでいただきたいと思います。今後に向けてのその見解を伺いたいと思っております。

○（総務）災害対策室長

今御質問がありました登録制メールを含めて、情報伝達手段なのですけれども、やはり今、自然災害が頻発化、激甚化している状況にあります。ハード対策としても防災行政無線ですとかFMおたるという部分で、既に整備をしています。その辺の維持管理はしっかりしていかなければならないというふうに考えておりますし、ソフト対策、この部分では緊急速報メールですとか、いろいろな形のソフトがありますので、この辺を市民の皆さんにしっかりと浸透できるように防災啓発活動に従事していきたいというふうに考えています。

○中村（岩雄）委員

◎小樽市と企業との包括連携協定の現状と今後について

それでは次、小樽市と企業との包括連携協定の現状と今後の取組について伺います。

初めに、現在本市が締結している包括連携協定の数と主な連携内容についてお知らせください。

○（総務）企画政策室藤本主幹

本市が締結しております包括連携協定のうち、現在、企画政策室で所管しているものでお答えさせていただきますと、協定数が14件、主な連携事項としましては防災や災害時の対応に関することですとか、産業観光振興などの地域活性化に関するもの、健康づくりやスポーツ振興などとなっております。

○中村（岩雄）委員

次に、企業が包括連携協定を締結するメリット、どのようなものが考えられるでしょうか。お聞かせください。

○（総務）企画政策室藤本主幹

企業側が締結するメリットにつきましてですけれども、自治体とともに地域活性化ですとか住民サービスの向上などの社会貢献に取り組むということによりまして、事業者のイメージアップですとか商品サービスのブランド価値の向上、あるいは従業員の方のモチベーションの向上などにつながるものと聞いてございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、今の企業のメリットですけれども、自治体側として、この包括連携協定を締結する自治体側のメリットについてはどのように考えておりますか。説明をお願いします。

○（総務）企画政策室藤本主幹

自治体側のメリットなのですけれども、例えば連携協定をきっかけに寄附金ですとか協賛品の提供を受けるようなケースもありますけれども、多くは企業と連携して事業を行うことによりまして、人材やノウハウなどの経営資源を活用できますことから、これまで十分にできなかった事業を実施することができる、こういったメリットがあるものと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

企業、自治体側双方のメリットについては今お知らせいただきましたけれども、それでは、協定締結に伴うデメリット、あるいはその課題、こういったものがあればお示ししたいと思います。

○（総務）企画政策室藤本主幹

これまでのところ、特にデメリットと認識しているものはございませんけれども、包括連携協定、個別の協定と違いまして包括連携協定の場合、連携分野が多岐にわたりますことから、庁内のニーズ、こういったことをやりたいなといったものとうまく結びつけられていない可能性があります。ですので、庁内ニーズと企業側の連携したい事業、連携できる事業とのマッチングが課題かというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

小樽市には、他都市の事例、こういったものもぜひ参考にさせていただいて、企業と町内会、PTAなどの団体を仲介する役割も担っていただきたいというふうに考えるのです。具体的な取組を市民が分かりやすくイメージでき

るような、例えばホームページでの表記、今こういったものをもう少し工夫していただきたい。少し分かりにくいという声も聞こえています。この辺も少し工夫をしていただきたいと思うのですね。それらも含めて今後の取組について見解をお示しいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室藤本主幹

先ほど説明しましたとおり、既に幾つかの企業と協定結んでございますけれども、課題の一つとして庁内ニーズのマッチングというふうを考えてございます。それで現在、企業側から改めて実施可能な取組はどんなことがあるのかということ聞き取りを進めておまして、順次庁内にこういったことができますよということで周知をさせていただいているところでございます。

それを踏まえまして、町内会ですとかPTAの皆様と連携を図られるように、引き続き所管課の意見なども聞きながら情報収集に努めてまいりますとともに、委員おっしゃられましたとおりホームページももう少し固まった段階で見やすく改善してまいりたいというふう考えております。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時35分

再開 午後5時00分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第12号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第30号小樽市役所のウイングベイ小樽移転方については不採択の立場で討論を行います。

議案第12号です。

政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

陳情第8号です。

津波対策として整備している実態があります。

陳情第11号第3項目の2です。

生涯学習プラザについて利用者の要望を尊重することは当然であり、託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号です。

小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。

塩谷小学校の存続が必要です。

陳情第30号です。

市役所をウイングベイ小樽に移転することは市民の利便向上に当たるとは思えません。

以上を申し上げ、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第30号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(起立者なし)

○委員長

起立なし。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第12号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。